

平成17年度 第2回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成17年7月6日(水) 13時00分～17時45分

2 場 所 三重県建設技術センター鳥居支所 2階 会議室

3 出席者

(1) 委 員

木本凱夫委員長、大森達也委員、大森尚子委員、芝崎裕也委員、野口あゆみ委員、
朴恵淑委員、福島礼子委員、山本亥栄委員

(2) 事務局

三重県副知事

県土整備部

公共事業総合政策分野総括室長

公共事業運営室長 他

農水商工部

農水商工部長

担い手基盤整備分野総括室長

水産基盤室長 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業再評価委員会開会

(三重県副知事)

日本という国は、世界の中でも地方公共団体がこれほど仕事している国は珍しいと。一方、そんなに仕事をしているのに、税源はさっぱり与えられていないという、そういう国であることも世界の中で珍しいという国でありまして。本来、公共事業の立案、執行にあたりまして、やはり一番いいのは自分たちが徴集した税金で、自分たちがすべて自由に計画し、地域に合ったような形でやっていくというのが一番いいわけでありまして、残念ながら日本の国ではそういう行政構造にはなっておりません。

三重県におきまして、本年度の予算でいきますと、公共事業のうちの約6割強が国から補助金をもらって執行する事業です。それから、2割弱が国の事業に対して負担金を払うというその負担金です。地方が自分の単独事業として行うのは約2割弱という状況でございます。三位一体の改革ということで、今、分権推進を財政面から支えるということを進めているわけでありまして、残念ながらこれについては国の各省庁、特に公共事業所管省庁については、まったく頭から受け付けないということも極めて多いという状況でございます。

道は大変険しい状況でございますが、そういうことはそういうことで踏まえながら、私どもとしてはその時点時点で与えられた舞台の中で、効率的で効果的な公共事業の展開を目指すという必要があるかというふうに考えております。いかにして評価手法につきましてもバージョンアップを図っていくかということも重要であろうと存じますし、何と申しましても三重県民の皆様から見てよくわかるように。なぜこのような公共事業の選択をしたのか、あるいはなぜこういう執行をしたのかということが、しっかり説明できるというふうな形にしていく必要があるかと思っております。

今後ともそのような観点に立ちまして取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、委員の皆様におかれましても、何卒よろしくご協力のほどお願い申し上げたいと存じます。ちょっと私、この後外せない公務がありますので、誠に申しわけございませんけれども、ここで退席をさせていただきますけれども、この後のご審議、昨年よりもまたいろいろ案件も増えているようでございますが、よろしくお願い申し上げたいと存じます。誠に簡単でございますけれども、私からのご挨拶とさせていただきます。

(公共事業運営室長)

それでは、お手元の委員会資料のご確認をお願いしたいと思います。資料は赤いインデックスを付けておりまして、表紙が0 - 2になっておりまして、その他に赤いインデックスが1から12番まで、合計12資料用意させていただいております。そのうち資料8の中に、青いインデックスで3 - 1、4 - 1、5 - 1、6 - 1、7 - 1の5つの青いインデックスが付いておりますが、ございますでしょうか。

それでは、資料1の議事次第に従いまして、早速会議に入らせていただきたいと思います。まず、委員会の所掌事務と議事進行につきまして、事務局より説明させていただきます。

(事業評価グループリーダー)

それでは、委員会の所掌事務と議事進行につきまして、簡単に説明させていただきます。委員会の所掌事務につきましては、赤いインデックスの資料12にございます三重県公共事業評価審査委員会条例の第2条に規定されております。その第1号には再評価につきまして、事業の継続の適否についてご審査いただくことになっております。ご審査の後は、継続または中止のご答申をいただきたいと思いますと思っております。第2号は事後評価におきまして、事業の効果についてご審査いただくことになっております。

次に、委員の皆様にご審査していただく再評価の視点でございますが、お手元の資料9三重県公共事業再評価実施要綱をご覧ください。この要綱の第3条に事業主体が再評価を行う際の視点を5つ規定させていただいております。事業主体はこの5つの視点を再評価してまいりますので、委員の皆様にはこの点について事業継続の適否をご判断いただくという観点からご審査をお願いし、事業の継続または中止のいずれかについて委員会としてご答申いただきますようお願い申し上げます。なお、事後評価につきましては、事後評価のご審査をいただきますときに、委員会で改めてご説明させていただきます。

次に、お手元の資料について説明させていただきます。まず、赤いインデックスの資料4です。平成17年度再評価審査対象事業一覧表をご覧ください。一番右側の列で審査箇所

欄に丸印が付けてございますが、本日は広域漁港整備事業3箇所、地域水産物供給基盤整備事業1箇所、漁港関連道整備事業1箇所の計5箇所のご審査をお願いしたいと思います。再評価を行った理由別では、再評価理由欄に、と記載させていただいております箇所が1箇所。これは今回初めて再評価を行う箇所でございます。また、再評価理由欄にと記載しております箇所が4箇所。これは平成12年度に一度再評価を行いまして、今回が二度目となる箇所でございます。5箇所すべて県が実施している事業でございます。

次に、赤いインデックスの資料5、平成17年度再評価審査対象箇所概要一覧表をご覧ください。委員の皆様からご要望ございましたが、この表には本年度再評価をご審査いただくすべての箇所の残計画の概要を記載させていただいております。この中で、本日ご審査をお願いします箇所は、1ページ目の3番から3ページ目の7番までの5箇所となっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、赤いインデックスの資料6です。平成17年度再評価箇所一覧表をご覧ください。この表には、本日ご審査をお願いします箇所の再評価結果の要約を記載してございますので、ご審査の際にご活用いただければと思います。

次に、赤いインデックス資料7です。平成12年度再評価結果一覧表をご覧ください。本日は5箇所の再評価のうち4箇所が二度目の再評価となっておりますので、これらの箇所の平成12年度における再評価結果の要約を記載してございます。平成12年度当時どのような評価がなされたのか、また委員会からどのようなご意見を賜ったのか整理してございますので、ご審査の際にご活用いただければと思います。

次に、赤いインデックス資料8には、本日ご審査をお願いします5箇所の説明資料が青いインデックスを付けてございます。ご審査いただく順番でございますが、事業内容をご理解いただきやすいように、5箇所を漁場と漁港と関連道というカテゴリーに分けてございます。まず、最初は漁場の整備を行っております4番の広域漁港整備事業阿曾浦のご審査をお願いします、次に漁港の整備を行っております3番の広域漁港整備事業宿田曾と、5番の波切、それと6番の地域水産物供給基盤整備事業神島のご審査を一括してお願いします。最後に7番の漁港関連道整備事業安乗のご審査をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後ですが、委員会の運営上の取り決めでございますが、条例第8条で「委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める」と規定されており、本委員会につきましては、資料10に委員会の運営要領が、また、資料11には傍聴要領が規定されておりますので、ご確認いただきたいと思います。

なお、説明にあたりましては、効率的な説明を促す観点から、これまでと同様に、説明中に「リン」を用いたと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。委員会の所掌事務と議事進行については以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、ここまでで何かご質問等ございましたらお願いします。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。委員の方々、ご説明に対して確認事項、ご意見ござい

ますか。よろしいでしょうか。はい。特にございませんので、進行お願いいたします。

(公共事業運営室長)

それでは、委員長、早速ご審査の方に入っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(委員長)

はい。それでは、ただ今から再評価対象事業の審査を行います。先ほど事務局からご説明ありましたように、まず4番の広域漁港整備事業阿曾浦の審議をしまして、その後3番の広域漁港整備事業宿田曾と5番の広域漁港整備事業波切と、6番の地域水産物供給基盤整備事業神島を一括して審議しまして、最後に7番の漁港関連道整備事業安乗を審議することにいたします。

なお、本日この委員会の終了時刻は概ね17時と予定いたします。説明の方々は15分以内で簡潔明瞭にご説明お願いいたします。では、まず4番の阿曾浦からご説明お願いいたします。

(公共事業運営室長)

委員長、私どもの農水商工部長が参っておりますので、ちょっとご挨拶。

(委員長)

はい、どうぞお願いいたします。

(農水商工部長)

大変お世話になります農水商工部長の石垣でございます。今から農水商工部の漁港関係のご説明をさせていただきますが、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

私ども農水商工部におきましては、県内の農業・水産業・商工業、大変まだまだ厳しい状況にありますが、ともかく元気な産業社会を築くということでさまざまな取組をいたしております。特に、野呂県政になりまして「県民しあわせプラン」というのを昨年度からつくっておりますが、それに基づきましてさまざまな施策を推進いたしております。

特に、農林水産業につきましては、今2つの視点で事業をやっております。1つは安全安心な消費者ニーズに応じた農林水産物を安定的に供給すると、これがまず1つであります。もう1点は、農業・水産業の展開による多面的機能の発揮。要するに、今環境対策とか、例えば防災でいろいろな要するに公益性と言いますが、そういう面について果たす役割を持っているということではありますが、こういうのを効率的かつ持続的に進められるよう力強い農業・水産業を目指して今事業推進をしております。

中でも農村漁村地域の利便性、生産性の向上に向けまして、主に公共事業で取り組んでおりますのは、農業・水産業の生産基盤の部分と、もう1つは生活環境の整備、地域の生活環境の整備ということ、そのベースとなるものであり、極めて重要なものであるというふうに思っております。

このような認識から、今年度委員会におきましてご審議を受けますのは、再評価が7地

区であります。事後評価が2地区。合わせて9地区を予定いたしております。そこで、この9つの事業を7月、9月、11月の3回に分けてご説明させていただき、ご審議になることを考えておりますが、まず本日は広域漁港整備事業3地区、地域水産物供給基盤整備事業1地区、漁港関連道整備事業1地区の計5地区の説明をさせていただきます。また、9月には広域農道整備事業2地区の再評価と、11月にはため池及び土地改良総合整備事業2地区の事後評価の審査を予定いたしております。なお、昨年大変ご迷惑おかけをいたしました、ご審議を受けました農免農道事業の上野依那古2期地区につきましては、平成18年度に改めて委員会の審査を受けさせていただきたいと考えております。現在、関係者や有識者と検討を進めておりまして、経過ならびにこれからの進め方につきましては、次回の委員会で報告させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日説明させていただきます水産基盤整備事業の5地区につきましては、費用対効果の点も含め、事業継続実施について再度検討いたしてまいりました。委員長はじめ審査員の皆様方には私どもの考え方を説明させていただきますので、誠に恐縮でございますがよろしくご審議のほどお願い申し上げます。どうかよろしくお願いいたします。

なお、副知事に続きまして大変失礼なことをお願いするのでありますが、実は私今から海洋国際会議の実行委員会がありまして、ちょうどそちらの方で座長をしますので、そっちへ移ります。大変申しわけございませんが、途中で中座させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

(公共事業運営室長)

委員長、すいません。ちょっと事務局の不幸で申しわけございませんけれども、説明順を4番からスタートして3、5、6と最後に7番と説明したんですけど、ちょっと不幸で申しわけございませんけれども、先に3番、5番、6番をさせていただいて、4番、7番という順でやらせていただきたいと思いますので、すいませんが申しわけございません。お願いします。

(委員長)

はい、了解です。それでは、改めまして3番の宿田曾からのご説明頂戴いたします。よろしくようお願いいたします。

3番 宿田曾 南勢町

5番 波切 志摩市

6番 神島 鳥羽市

(水産基盤室長)

水産基盤室長の濱口です。ただ今から説明させていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。座らせていただきますが、よろしゅうございましょうか。

先月の6月1日に行われました第1回審査委員会につきましては、水産基盤整備事業の市町村営漁港5地区を審議いただきまして、誠にありがとうございました。今回、引き続き

き県営漁港5地区の審議をよろしく願いいたします。水産基盤整備事業の概要につきましては、第1回のときに説明させていただいておりますので、省かせていただきたいと思います。

それでは、漁港整備に関わるもので、県営広域漁港整備事業宿田曾地区、波切地区、県営地域水産物供給基盤整備事業神島地区を一括して説明させていただきます。お手元の資料3-1番県営広域漁港整備事業宿田曾地区の再評価につきまして説明させていただきます。再評価書に沿って説明させていただきますので、スクリーンと資料を併せてご覧ください。

それでは、まず宿田曾地区の場所から説明させていただきます。当地区は三重県の志摩半島の南端に面する湾の東側に位置し、古くからカツオの一本釣り遠洋漁業の基地港として栄えてまいりました。地形的には山と海に囲まれ、平地が限られておりますことから、漁業が地域産業の中心となっております。こちらが平成17年1月時点の宿田曾漁港の航空写真です。黄色の部分が現在までに整備完了した施設です。漁港内には南勢町の種苗生産施設によりまして、ヒラメ等の種苗生産・中間育成等が行われ、また五ヶ所湾海洋牧場の管理施設が置かれるなど、漁業が地域産業の中心となっています。また、平成12年の漁協合併に伴いまして、くまの灘漁協が発足しましたが、くまの灘漁協における南勢町の拠点陸揚げ基地港としての役割を担っておる漁港でございます。

続きまして、陸揚げの状況でございます。当地区はカツオ釣り漁、小型定置網漁が盛んであり、沿岸漁業を主とした漁港であります。上はかつおの陸揚げ状況、下は市場での魚の選別状況です。

続きまして、遠洋漁船について説明させていただきます。当漁港に登録されている遠洋漁船数は13隻ございます。これらの写真は、遠洋漁船が一時帰港し、再度出港するときの写真です。遠洋漁船は年に数回しか帰港することがないため、宿田曾漁港に多数の家族が見送りに来ております。

続きまして、宿田曾漁港の係留状況について説明させていただきます。向かって右側の赤い箇所は、田曾地区の係留状況です。通常時には多数の漁船が係留しております。向かって左側の宿浦の地区の係留状況です。

続きまして、再評価の事業目的及び内容についてお話しします。当地区は基本施設の整備はほぼ完了しましたが、太平洋に直面しており、台風及び発達した低気圧の高波により港内の静穏度が確保できない状況にあります。このため漁業者は漁船を五ヶ所湾奥に避難することを余儀なくされまして、これに伴いまして出漁回数の減少や避難に係る余分な労働量の増加というふうな影響を受けております。また、平常時におきまして、風浪によりまして防波堤からの越波及び港口からの侵入波の影響によりまして、陸揚げや準備作業が危険な状況になっております。その他に高齢者、女性従事者が大変増えてきておりまして、干満差による漁船と岸壁の高低差が大きく、陸揚げ・準備作業が困難な状況にあります。これらを解消するため、平成6年度より当事業に着手してまいりました。

続きまして、波の状況について、昨年に通過しました台風6号の動画を見ていただきたいと思います。集落から防波堤の方向に向かって撮影を行いました。赤い部分が既設防波堤でございます。沖防波堤は既設防波堤の前面に施工されておりまして、黄色い部分まで完成しております。特に注目して見ていただきたいのが、沖防波堤が完成した部分につき

ましては、既設防波堤より波が越えてきていません。それに対してまして未施工部分についてはかなり波が越えてきております。また、防波堤と防波堤との間からについても、かなり波が侵入してきております。

それでは、荒天時の宿田曾漁港の越波状況をご覧いただきたいと思います。出ませんか。ちょっとビデオを用意しておりますが、出ないようですので、それでは進めさせていただきますでしょうか。すいません、次の写真をお願いします。動きました、すいません。波の状況をご覧いただきたいと思います。非常に大きな波が越波してまいります。ほとんど灯台が隠れる以上の波が来ております。

次でございますが、これも平成9年時の越波写真でございます。赤い灯台が見えておりますが、これは高さが約5mでございます。左側の波を見ていただきますと、5mをはるかに越え、7～8mくらいの波が来ておるんじゃないかというふうなことでございます。下の写真は港内の市場前の状況でございますが、こちらにおきましても波が高いのかわかるかと思えます。

続きまして、これも荒天時の港内の状況でございますが、平成16年の台風6号の市場前の写真でございます。港内がかなり荒れている様子かわかるかと思えます。現在の整備ではまだ市場前は静穏となっております。続きまして、田曾の方でございますが、先ほどと同様16年の台風6号の田曾前の写真です。港内はかなり静穏域が保たれておりますが、台風時には船揚場に陸揚げをしておるような状況です。

続きまして、事業目的でも話させていただきました荒天時の避難状況について説明させていただきます。スライドは荒天時の漁船の避難経路でございます。宿田曾漁港のほとんどは五ヶ所湾奥に一時避難しております。避難場所は小さい入江などさまざまでございます。陸からは直接自動車では侵入できないような箇所も少なくありません。また、係留を行う場合におきましても、通常時に比べ多大な労力が必要となっております。

これまでのスライドを見ていただきましてわかりますとおり、現在までに整備されたことである程度の静穏域は確保できたものの、市場前を中心として港内全域の静穏度はまだ確保することができておりません。そこで、港内の静穏度を確保し、安全に係留や陸揚げができるよう、残計画の沖防波堤及び西防波堤の整備を進めたいと考えております。

続きまして、波高分布図について説明させていただきます。これは現況の波高分布図でございます。水色が波高40cm未満、緑色が40cm～50cm、ピンクが50cm以上の波高を示しております。これが完成時の波高分布です。両者を比較しますと、赤の破線で囲ってございます所に注目していただきたいと思いますが、大きく変わった箇所が3箇所ございます。まず、1つ目は、の宿浦地区でございます。この整備によりまして、宿浦岸壁の水域が全般的に水色、つまり40cm以下でございますが、が増えており、安全に係留、準備作業を行うことができております。2つ目は、の市場前でございます。ここは市場前の陸揚岸壁であり、岸壁前面が水色となり、かなり静穏度が向上しているのがわかります。これにより、陸揚作業が安全で効率的になります。3つ目は、の田曾前前面水域でございます。ここは港内半分程度の面積が水色になりまして、これにより港内を安全に航行することになりました。以上のように、施設が完成すると、港内全域にわたり静穏度が向上することがわかります。

漁港のすがたでございます。続きまして、陸揚作業の困難状況について説明させていた

できます。こちら事業目的の1つとして、高齢者、女性従事者が増える中、潮位によりまして岸壁天端と船の甲板との高さが大きく変化するため、陸揚作業が困難な状況でございます。これにつきまして、浮棧橋を整備することにより、陸揚作業が安全に行うことができます。

続きまして、再評価書2の事業の進捗状況と今後の見込みについて説明させていただきます。当地区は平成6年度から事業に着手し、平成20年度に全体計画を完了する予定です。事業の進捗は、平成17年度までに84%完了し、残事業は16%となっております。平成17年度までに中防波堤、宿防波堤、突堤、-5m岸壁、道路、用地について整備が完了し、沖防波堤についてもL=284mが整備完了したことによりまして、静穏度が向上してきています。平成18年度以降は緑色で示しております沖防波堤16m、西防波堤60m、そして浮棧橋2基の整備を残すところとなっております。

再評価2ページ目でございます。3.事業を巡る社会経済状況の変化(1)全体計画の変更の内容でございますが、主なものとしましては、沖防波堤の延長が38m増の300mとなっております。これらは先ほど説明しましたシミュレーション結果からも、防波堤を開口部まで延長することによって効果を発揮するもので、また、前回の委員会でも大変話をさせてもらいましたが、フルプランとして位置づけられていたものでございます。

続きまして、再評価書3(2)周辺環境の変化について説明させていただきます。ここにありますグラフは宿田曾漁港における漁協組合員数の推移でございます。ご覧のとおり、他の一次産業と同様に後継者不足等の問題も出てきており、減少傾向にあります。次、お願いします。漁業においては、沿岸漁業を中心とし、概ね陸揚量としまして700tを維持しております。沿岸域では効率的、安定的な漁獲を確保するため、港内においては、冒頭にも申し上げましたように、ヒラメやアワビ等の種苗生産・中間育成等が行われ、また五ヶ所湾海洋牧場では放流した魚の移動・分散を少なくするなど、稚魚期の魚を積極的に保護しながら魚を増やしていくなど、「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」に転換してきています。グラフでわかりますとおり、漁獲量は700tを維持しながら、定置網陸揚量においては、平成12年の328tから、平成15年におきましては432tとなり、概ね100tの増となっております。パーセンテージに直しますと32%ほどとなります。また、こちらは南勢町が当地区の生活環境改善を図るため、他の地区に先駆け漁業集落環境整備事業により、漁業集落内の下水道施設を整備し、生活環境の改善を図りながらも、また水質浄化にも努めております。

続きまして、再評価書4の費用対効果分析について説明させていただきます。便益額の算定につきましては、総便益58億4,000万円に対しまして、総費用額48億4,500万円となっております。費用便益比率としましては1.21となります。詳細については、再評価書資料9ページ以降に参照してございますので、ご覧いただきたいと思います。

コスト縮減につきましてですが、当地区は平成11年度までに完成しました用地について、埋立用土を近隣の国道260号線の工事で発生しました残土を利用して埋立を行いました。これにより5,400万円のコスト縮減を図ることができました。

続きまして、代替案でございます。くまの灘漁協は平成12年に16漁協からくまの灘漁協に合併しました。これにより当地区は、くまの灘漁協の南勢町における流通拠点として位置づけられております。ほかに代替できる漁港がないということから、現計画が妥当で

あると判断させてもらっております。

最後になりましたが、地元からも早期完成が望まれておりますので、県としましては次年度以降も継続して現計画を実施したいと考えておりますので、どうかよろしく申し上げます。

(委員長)

ちょっと一息入れてください。簡単な質問ございませんか。続けて説明していただきますが、よろしいですか、確認しておきたいところ。では、続けてお願いいたします。

(水産基盤室長)

では、続けてやらせていただきます。続きまして、5 - 1 県営広域漁港整備事業波切地区を説明させていただきます。お手元の資料の再評価書に沿って説明させていただきますので、スクリーンと資料1ページから2ページを併せてご覧ください。

それでは、まず波切地区の場所から説明させていただきます。当地区は赤で示した志摩市の東端部に位置し、旧大王町でございます、大王崎の灯台で有名でございます。伊勢湾口に位置していることから、湾口の好漁場に近く、また古くからカツオの一本釣りなど遠洋漁業の陸揚基地としても栄えてきました。付近一帯はリアス式海岸によって岩礁に富み、磯根資源にとっても優良な漁場となっております。また、当地区は太平洋と英虞湾に挟まれた風光明媚で自然が豊かな土地であることから、全域が伊勢志摩国立公園に指定されております。右上が年間約10万人ほどの観光客が訪れる灯台でございます。漁港の南には地域のシンボルである大王崎灯台がございます。さらに旧大王町の時代には平成8年に絵描きの町宣言を行い、美しい地域の景観を保存しながら、都市住民の交流や観光客の誘致なども取り組んでいます。

続きまして、再評価書の事業の目的及び内容について説明させていただきます。平成6年度計画地点での航空写真でございます。当地区は基本施設の整備はほぼ完了していましたが、太平洋に直面しているため、台風や発達した低気圧が来襲する際には、高波が開口部から侵入して来たり、また防波堤を越えてくるなどして、港内の静穏が十分確保できない状況でした。このように高波が赤い矢印に沿って港口から侵入してきます。これによって黄色い部分の岸壁では波が高いため、荒天時には係留などができなくなっていました。

写真は整備前の荒天時の港内の状況です。高波が東防波堤を越えて港内に侵入してきています。突堤が未整備なため、これら高波により港内の静穏域が確保されておらず、岸壁周辺に白波が立っていました。このような岸壁に係留することは非常に危険です。このため漁業者は漁船を英虞湾内へ避難することを余儀なくされ、これに伴って出漁回数の減少や避難による余分な労働の増加などの影響を受けております。また、平常時においても風浪によるうねりから、港内の静穏度が悪化し、陸揚作業が危険な状況となっております。

上の図は荒天時に波切漁港の漁船が他港に避難する場合の経路でございます。波切漁港を出発した船は、深谷水道を経由し、英虞湾奥の避難場所に移動します。所要時間は片道約1時間ほどかかります。波切漁港に所属するほとんどの漁船は、このような形で避難しています。そこで、これらの課題を解決するために、6年度より当事業に着手して整備を進めてまいりました。

16年2月時点での波切漁港の全景でございます。16年度までに外郭施設の整備が完了し、静穏度は向上しています。平成16年時における波高の分布図でございます。赤丸で示したのは港内の奥の部分ごく一部ですが、しか静穏域が確保されていません。荒天時の港内は波が非常に高く、漁業者は漁船の避難を余儀なくされておりました。続きまして、完成時の波高分布図でございます。外郭施設を整備したことにより、波高40cm以下の静穏域が港内全域に確保されました。

この写真は、外郭施設整備後に撮影した写真でございます。赤で囲った部分が港内です。荒天時に港外が非常に荒れておりますが、港内は静穏に保たれています。次の写真をお願いします。同じく港内側から撮影しました。赤で囲った部分では静穏が保たれています。このため荒天時でも他港に避難することなく、自港に係船しておくことができるようになりました。

続きまして、再評価書の2.事業の進捗状況と今後の見込みについて説明させていただきます。当地区の現在までの事業進捗は81%が完了しており、残事業は19%となっております。本事業計画における整備箇所でございます。緑色に塗ってある所が今後の整備を計画している所でございます。黄色い部分は平成16年度までに完成した施設です。東防波堤、西防波堤、西突堤、中突堤、東突堤、道路工、防暑雨施設の整備が完了しました。17年度につきましては、赤色の部分でございます。道路工の残りをを行う予定です。18年度以降につきましては、緑色の部分で表しております。耐震岸壁、用地工、5m泊地浚渫の整備を行い、平成20年度には全体計画を完了する予定をしております。

次に、再評価書の3.事業を巡る社会経済状況等の変化(1)全体計画の変更ですが、前回の事業概要の変更でお話しましたが、漁港漁場整備法に伴い事業内容も見直しを行いました。画面をご覧ください。赤色の部分が平成12年度再評価から廃止または減少したものです。緑色部分が新設または増加したものです。廃止または事業量が減少したものは、遊漁船係船岸L=90m、中突堤L=10m、-2m泊地浚渫A=5,000m²です。新設または事業量が増加したものは、西防波堤改良L=123m、耐震岸壁L=80m、用地整備一式、防暑雨施設L=65mです。総事業費が33億7,400万円に対し、現計画29億4,200万円となり、4億3,200万円の減額計画となっております。

主な変更箇所整備について説明させていただきます。まず、防暑雨施設でございます。近年、消費者への安全で安心な漁獲物を供給することは、生産者である漁業者の半ば義務となってきております。現在は屋根のない所で漁獲物の陸揚げ、選別を行っており、炎天下や降雨時での作業は、漁獲物にとって鮮度が低下しやすく、異物が混入しやすい状況でありました。また、就労者にとっても非常に不快な労働環境でございます。そこで、これらを改善するために、現在防暑雨施設の整備を実施しております。これにより炎天下や降雨による水産物の鮮度低下を防ぐことで、消費者へ安全で安心な漁獲物を供給することができます。また、漁港の衛生管理対策を含めた計画として、就労環境の改善も図れます。

次に、耐震強化岸壁の追加についてです。三重県地域防災計画では、近年危惧されている東海・東南海地震に対処するため、被災が予想されている地域の輸送経路を確保するために、各港湾を防災拠点として位置づけております。しかしながら、志摩半島では旧大王町、志摩町が空白域となっております。このため、波切漁港が志摩半島の防災拠点港として緊急物資輸送基地としての整備が必要であるということから、耐震強化岸壁の整備を追

加させていただきます。いつ発生してもおかしくないとされている大地震に対し、耐震岸壁の整備が急務となっております。

地元の防災に対する取組でございます。この地域では震災に対する意識が高く、官民一体となった防災訓練を行っています。地震時における防火訓練や海上保安部の放水訓練が行われています。波切漁港で行われた東海・東南海地震を想定した防災訓練の様子です。ヘリコプターによる搬送訓練や、人命救助の訓練などが行われました。

続きまして、再評価書の3(2)周辺環境の変化について説明させていただきます。波切地区では一本釣り、定置網、採貝藻漁業など多様な漁を営んでおり、陸揚量は1,500t程度で推移しています。また、陸揚金額も7億5,000万円程度で推移しています。当漁港は優良な漁場が近いことや、大正6年に全国で初めて国庫補助による漁港整備が行われていることから、古くから多くの県外漁船が陸揚げに来ております。これは赤で囲んである箇所に拡大しますと、WKという番号があります。このWKというのは、和歌山県船籍であるということを示しております。また、一定期間は当海域周辺で操業していることから、陸揚げだけでなく係留など、当漁港を拠点としても利用しております。

費用対効果分析でございます。便益額の算定につきましては、水産物生産コストの削減効果等の項目から算出した総便益が39億8,500万円に対しまして、総費用額が33億3,700万円で、費用便益比率は1.19となりました。詳細については、再評価資料の9ページ以降に掲載しておりますので、省略させていただきます。

続きまして、再評価書のコスト縮減です。既設突堤の撤去時に発生しました消波ブロックを、西防波堤の消波ブロックへ流用し、400万円のコスト縮減が図れました。既設突堤を撤去し、西防波堤まで移動し、設置しております。今後とも用地舗装におきまして、再生路盤材や再生アスファルト合材を使用するなど、積極的にコスト縮減に努めてまいりたいと思います。

本地区は志摩の国漁協における陸揚拠点基地港として、また防災拠点港としても位置づけられていることから、現計画が妥当であると判断しております。

前回答申された委員会の意見に対する対応につきましては、静穏度シミュレーションを添付させていただいております。また、志摩市では平成14年7月に17漁協が合併し、志摩の国漁協が発足しました。当漁協を基幹漁港として、また拠点市場として陸揚げを集中させ、流通の効率化、魚価の安定化を図っているところであります。厳しい財政状況ではありますが、本地区は拠点的な漁港や市場の機能だけでなく、地震発生時の緊急物資輸送基地としての役割も担っていることから、志摩市及び周辺自治会より早期完了について強い要望も頂いております。県といたしましても、次年度以降継続して、現計画を実施したいと考えておりますので、どうかご審議のほどよろしく申し上げます。

(委員長)

先ほどと同様、簡単な言葉の確認、よろしいでしょうか。次、神島に入ってくださいますが、では、次、神島お願いいたします。

(水産基盤室長)

それでは、神島の説明に入らせていただきます。漁港整備関係では最後となります6 -

1 県営地域水産物供給基盤整備事業神島地区を説明させていただきます。お手元の資料の再評価書に沿って説明させていただきますので、スクリーンと併せて資料をご覧ください。

それでは、まず神島地区の場所から説明させていただきます。当地区は伊勢湾口に浮かぶ人口 500 人余りの離島で、鳥羽市にあります 4 有人離島のうち最も遠い島となっております。鳥羽市本土から約 15 km、愛知県渥美半島から約 4 km の距離に位置するため、愛知県との交流も活発であります。伊勢湾口部で外海と接しており、特に太平洋の強い波浪を受けやすい地形状となっております。このため、島の周囲は潮流が速いこともあり、恵まれた漁場を形成しています。また、平地が少なく農地がほとんどないことから、漁業が地域の産業の中心となっております。

神島は豊かな自然環境に囲まれておりまして、三島由紀夫の小説「潮騒」の舞台になったことでも有名です。そのため、県内外から観光客や釣り客が鳥羽市本土からの市営定期船や、また愛知県側の不定期船を利用して来島しております。ご覧のように、島内の至る所に潮騒の足跡を見ることができます。

再評価書の事業の目的及び内容について説明させていただきます。漁業としましては、主に船びき網漁業など、10～20 t 階層漁船を利用する沖合漁業と、釣り、たこつぼ漁及び刺網漁など、10 t 階層までの漁船を利用する沿岸漁業が行われております。当漁港は神島唯一の港であり、漁業のみならず生活物資搬入など、島民の生活に欠かせられない施設となっております。しかしながら、台風や発達した低気圧による荒天時には港内の波が高く、漁船を安全に係留することができない状況となり、鳥羽市の本土へ避難しています。島の形が円形に近いことから、波浪時には漁港の至る方面から高波が来襲をします。

スクリーンをご覧ください。写真は漁港の北東側からの越波状況です。次は、北西側からの越波状況です。次は、南西側からの越波状況でございます。荒天時には神島の漁船は鳥羽市の中の郷地区という所へ避難しますが、鳥羽市本土との距離が約 15 km と離れているため、荒天となることが予測されると、早めに避難する必要があります。次の写真ですが、平成 16 年 10 月に来ました台風 22 号が接近した際の鳥羽市中の郷地区への避難状況です。写真中央部に神島からの漁船が避難してきています。

次に、再評価書 2 . 事業の進捗状況と今後の見込みとしましては、平成 17 年度までに外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設及び用地について概ね完了してまいりました。黄色の部分平成 16 年度までに完成した施設でございます。赤色の部分が今年度に事業実施を行うところでございます。緑色は平成 18 年度以降の予定箇所、平成 19 年度をもって事業完了する見込みです。進捗状況は、平成 17 年度末までに、事業費ベースで 90% 完了し、残事業は 10% となっております。今後も厳しい財政状況が続くと予測されますが、効率的な事業計画を行い、19 年度末には全体計画を完了する見込みです。

続きまして、再評価書 3 . 事業を巡る社会経済状況等の変化(1) 全体計画の変更です。平成 12 年度再評価時と、平成 17 年度再評価時における全体計画の主な変更箇所について説明します。まず、フルプランになったことによります護岸工改良 260m、船揚場一式、3 m 泊地 7,500m²を追加しました。また、近年消費者への安全で安心な漁獲物の供給が求められているため、防暑雨施設を追加し、漁港の衛生管理対策を含めた計画に変更しています。

次に、再評価書の 3 (2) 周辺環境の変化です。集落人口は 12 年の 576 人から 15 年の

534人と、4年間で42人、約7%が減少しています。それに比べまして組合委員数は282人から276人とわずか6人、約2%の減少となっております。漁業者の減少が少ないことがわかります。また、漁獲量につきましては、平成12年の299tから15年には358tと約20%増加しており、陸揚げ金額も3億から3億5,700万円と、約19%増加しております。全体的に人口は一応減少する中、漁獲高等は増加しており、島における漁業の重要性はさらに高まっています。

続きまして、再評価書の4.費用対効果分析についてです。分析を行った結果、総便益額は91億2,200万円。これに対しまして総費用額は80億4,000万円で、費用便益比率は1.13となりました。スクリーンをご覧ください。平成16年度まで整備が完成した施設です。整備完了に伴いさまざまな効果が発現しています。写真は荷捌き所前の陸揚岸壁の船待ち状況です。陸揚岸壁が少なく背後のヤードも小さいため、陸揚作業に時間を要し、作業待ち時間が発生していました。陸揚岸壁が整備され、岸壁延長も伸び、階段も付きました。このため、陸揚作業が容易になり、待ち時間も減少し、効率が大変よくなりました。写真は魚網の修理状況です。今までは用地が少ないため、網の面積の小さい刺網でも、岸壁背後で修理作業を行っていました。用地が整備され、延長の長い船びき網でも修理作業が容易となっております。

写真は、荷捌き所前でのイワガキの選別状況です。漁獲物は荷捌き所前に搬入され、市で入札が行われますが、漁獲物は直射日光や降雨を直接受ける状況でした。漁獲物の選別や荷捌き所への搬入時に、漁業者に健康障害や不快感を与え、また漁獲物も傷みやすい状況でありました。防暑雨施設とは、陸揚げされた漁獲物を太陽光や降雨から守り、衛生管理の向上や就労環境の向上を図るための屋根のある施設のことを言います。防暑雨施設が整備されましたお陰で、漁業者が安全で快適に作業ができ、また漁獲物の鮮度も保たれるようになりました。

写真は、市営定期船の離発着岸壁の状況です。既設の岸壁は固定式でございまして、干満差が2mと大変大きいので、市営定期船の離発着の時間帯によりまして、定期船と岸壁との間に段差が発生していました。定期船2階部分からの生活物資等の荷役作業を余儀なくされており、非常に危険な重労働作業となっております。ご覧のように、浮棧橋が整備されました。定期船と浮棧橋の段差が解消されたため、荷役作業が軽減され安全になりました。また、利用客は市営船の乗降船時に不安的な渡り板での乗り降りを余儀なくされておりました。大変危険でございました。浮棧橋が整備されたことによりまして、安心して乗り降りが可能となっております。

南防波堤の実施にあたりまして、港内の静穏度解析を行いました。太平洋側からの強い波浪により現在でも港内の静穏は保たれていません。南防波堤の整備により港内の静穏度が向上すると考えられます。こちらが現在整備中の神島漁港の静穏度解析の結果です。南防波堤が未整備であるため、港内の波の高さは一部を除き50cm以上となっております。ピンク色の部分でございます。こちらが南防波堤整備後の静穏度の解析結果でございます。港内の波の高さが50cm以下の範囲が広がり、安全な係留、陸揚げが可能になると考えられます。

続きまして、再評価書5-1.コストの縮減に対しましては、用地埋立土に他事業で整備してしました宇治山田港の浚渫残土を利用することにより、約2億1,600万円。また既

設防波堤撤去時のコンクリート方塊を自然調和型マウンドに利用することにより、約1,800万円のコスト縮減を図っています。今後も用地整備におきまして、再生路盤材を使用するなど、積極的なコスト縮減に努めてまいります。

代替案につきましては、本島では新たに漁港を整備することは多額の費用が必要となることや、地形的な制約もあり困難であると考えられることから、現計画内容が妥当であると判断します。

最後になりますが、冒頭でも説明しましたように、神島は伊勢湾口に位置する離島であることから、周囲は好漁場となっております。島民の半分が漁業者という漁業中心の島があります。しかしながら、台風による荒天時の避難や漁業作業のための用地不足など問題が残されています。このようなことから、安全で使いやすい漁港を目指して、本事業を継続実施することとしていますので、どうかよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。広域漁業整備事業宿田曾と波切、そして地域水産物供給基盤整備事業神島の一括ご説明いただいて、継続したいというお申出です。委員の方々、どの港からでも結構ですので、ご質問、確認あれば頂戴いたします。どうぞ。

(委員)

丁寧な説明ありがとうございました。この3箇所すべてに関わる共通項として、1つ質問があるんですけども。波の静穏の解析図なんですけど、どれを見てもかなりどういうモデルでどういうふうにしたのかまだちょっとわからないんですけど、まだ提案されてないので。特に、宿田曾地区に関しては、ある程度細かいところまで、その分布のパターンが見えるのかなというふうに思うのですが、波切もそうですし、神島もそうなんですけども、例えば西の防波堤をつくり、あるいは突堤を付けるというような効果によって、これだけドラマティックに変わるわけではないんじゃないかなというふうに思っております。そういうところでの例えば、波が40cm以下、40~50cmくらい、50cm以上というふうに3つのカテゴリーで分けるのは結構なことですけど、この根拠はどこにあるのかという部分を提案していただきたいなと思います。

まず、この解析図はどのような形で計算を行い、どのような形でここまで非常にシンプルでわかりやすいと言えばわかりやすいし、大ざっぱだと言えば大ざっぱな書き方になっているのではないかと思います。補足説明なり、どのような形でやっているのかの部分について説明お願いできますか。

(水産基盤室長)

一応、激浪方向、波の高い方向から、それをもとにしましてシミュレーション計算を行って算出しております。矢印の方向から波が来るわけですけども、現在南防波堤というのは、例えばこれは神島の絵なんですけど、ない場合は赤い部分が非常に多い。赤い部分というのは50cm以上です。そして、いわゆる三角の所の左の隅っこくらいと、もう少し離れた所に一部あるわけですが、こういう状況の波浪状況でございます。一応、50cm以上に

なると係留することが危険だと言われておりまして、泊地等では 40 cm未満となるのが一番・・(テープ交換)・・40 cm未満が半分程度になるのかな。そして、40 cmから 50 cm程度がほとんど静穏域が発生するというふうなシミュレーション結果でございます。これでもっていわゆる防波堤として整備が必要なんだという判断をさせてもらいました。

(委員)

先ほどの説明と変わってないと思うのですが、まず宿田曾地区からちょっと出させていただきますでしょうか。

(水産基盤室長)

「付 - 9」でございますね。波高分布図の現況及び完成時というふうなことでございます。これも同じようにシミュレーション計算を行いまして、まず宿前の所、番で話させてもらいましたが、ここの所がかなり水色部分、緑色部分が増えておる。市場前岸壁につきましても、かなり赤い所があったわけですが、それがほとんどなくなっておる。そして、の田曾の前の漁港内の付近ですが、かなり青い部分、水色部分が増えておるということで、沖防波堤の効果があるんじゃないかと。ここまでする必要があるというふうな判断でございます。

(委員)

ここでちょっとよろしいでしょうか。この比較の所、「付 - 10」の所が非常にわかりやすい部分だと思うので、ここでちょっと説明をお願いしたいのはどういうことかと言うと、今残事業が西の方の防波堤が 60m、それから右手の所に突堤を約 25mでしたか、それを増やすということによる効果がこういふことですよ、今。そういうことが必要なので、この事業をやるんだということなのか、まったく何もなかったときから、東の所の防波堤をつくり、いくつかの所の外郭工事が全部行いう形によって、こういうシミュレーションになっているのか。要するに、この結果というものは、今の事業による効果は、どこからどこまでが今のこれから行う事業による効果なのか。そういう部分がわからないんですよ。

(水産基盤室長)

お答えさせていただきます。現況と申しますのは、平成 16 年度まで整備が済んだときの状況でございます。沖防波堤につきましては約 60mか。緑部分を引いた整備状況でございます。赤緑部分と申しますのは、25m + 16mで 41mですね。41mない状態の整備です。そして、西防波堤 60mはございません。というふうな現況でございます。それが、計画完成というふうなシミュレーションの結果につきましては、西防波堤 60mの完成及び沖防波堤の完成というふうなこと。これがすべて完成した状況でもって表しております。

(委員)

委員長にも伺いたいと思うんですけども、この事業全体における費用対効果 1.21、1.19、1.13 とかなっているのですが、そこはそこでいいとして、ここの分布図を見てもみると、例えば西の方の 60m、右の方の約 25mによって、これだけ波がドラマティックに静

穏になるわけないだろうというふうに思うのですが、この図は一体何による効果なのか、もう一度教えていただきたいなと思います。

ということかと言うと、例えば西の方の防波堤の 60m による効果というようなものを見ても、「付 - 9」の下の完成という部分もそうですし、「付 10」の今でもそうなんですけど、西の方の部分に 50 cm 以上だったものが、やや 40 ~ 50 cm に下がっている所が一部分見えてくることが、奥の方にはほとんど全域が 40 cm 以下ないし 50 ~ 60 cm というような形に、全部効果は今湾の奥の方になっているように見えているんですけども、60m の効果が本当にそこまでいくのかという部分ですね。

それから、東の突堤の 25m による効果というものは、おそらく南の方のまん中あたりから東にかかっている所にポツポツと 40 ~ 50 cm になっている部分はわかるような気がするのですが、湾全体の部分の全体の海域の半分近い所が 40 cm 以下ないし 40 ~ 50 cm くらいに変わる効果なんだろうかという部分なんです。

(水産基盤室長)

回答を担当に答えさせていただきますので、よろしくお願いします。

(水産基盤室)

松尾です。これらは、開口部が現在約 20m くらいあるんですけども、その中から侵入してくる波が影響していると思われれます。実は、その西側の防波堤 60m について。西は今回、はい。それが不在の場合のシミュレーションもちょっと用意しておりますので。

これが沖防波堤があつて平成 16 年度から 40m 延びた、完成断面 300m でしたっけ、ここまで延ばした場合のシミュレーション結果で、西防波堤を 60m にすることによっての差というのは、その左上の市場前かな。市場前の岸壁のその前の静穏域が、まだ完全に確保されていないというのと、その一番左側の先ほど説明もあったように での宿の岸壁側ということで、そこら辺の静穏域が西防波堤の 60m を施行することによってかなり増えておるということで。本来なら西防波堤をもっと延ばしてもいいんですけども、費用が多額になるということで、今回西防波堤につきましては、そこで開いている開口部分ということで、60m で止めさせていただくということで、そのように計画させていただいております。

(委員)

東の方の 25m の突堤の延長による効果は、湾の奥の右上の部分がほとんど 40 cm 未満あるいは 40 ~ 50 となる部分にかかわる効果で理解することになるのでしょうか、もしそういうことであれば。例えば、西の方の部分が一番前の岸壁の所と、その左上の湾の部分の静穏をもたらすメカニズムで働き、右の所の 25m というものは、右の奥の湾のほとんどの部分を静穏化するところに働くんかということのシミュレーションなんですか。

(水産基盤室)

そうですね。ただ、激浪方向がその矢印になっておりますけれども、波はその向きだけじゃなくて、例えば反射波とかそういう影響もありますもので、この中では先ほど申し上げましたように、全体的に西防波堤を 60m にすることによって、若干の最低の陸揚岸壁側、

つまり市場前を最低限静穏域を確保しようということで、西も延ばせばもっと静穏域が増えるわけですが、費用もかかるということで60mとしております。

(委員)

ちょっと私どうしても粗いなと思うのは、波ってじわじわじわっと寄せてくるものですから、例えば東側の防波堤の影響というものが、その中間の所に何も影響がなしに、市場の岸壁の部分をほとんど静穏にさせたとか、左上のかなりの部分を静穏化させる。いきなり飛んであそこに影響するとは思えません。その途中のところの部分からじわじわやっていくもので、それが右と左での部分が両方かみ合わさった大きなメカニズムによって、地域の半分近い海域が静穏化するんだということであれば理解できるんですけども、今のこのシミュレーション結果に対して、いささか本当かなというような感じがどうしても拭いきれないと思います。

そこもそうなんですけれども、波切もそうですし、特に神島なんか、すぐ太平洋の部分になっているものが、高々何十mとかそういうところの防波堤によって、ほとんど全域が全部静穏化していくとか、どうしてもそういうふうには思えないんですけど。どういうようなモデルで、どういう解析結果がこういうふうになるんでしょうかね。

(水産基盤室)

先ほどの波切漁港におきまして、実は中突堤というのが施工されたことによって、かなり静穏域が確保された形になっておるわけなんですけれども、中突堤のシミュレーションってある。なかった。今回、時間の関係もございまして、資料的に三段階くらいにシミュレーション結果を付けさせていただければよかったのかもわかりませんが、一応、現況と整備完了後のシミュレーションということで、本来ならシミュレーションは、例えば50cm以上がすべて赤になっているんですけども、この中でも当然メッシュで、例えば55cmとか、ちょうどそこら辺のラインがあるもので、ちょっと急にという形になっているんですけど、この中でも波高のラインというのは同じようにあるわけですので、今回は色での説明ということで。

(委員)

その関係図を見せていただきたいのですが、この結果あるんですよ。今度、全域全部問題なしということになりますね。

(水産基盤室)

はい。これはその突堤の2箇所、どこかな。3箇所ですね。その3箇所の突堤によって、かなり静穏域がほとんどの所で確保されております。

(委員)

これはこの前の図もそうですけれども、ほとんど今完成に近いものですよ。1枚前の図をちょっと見せていただけますか。こちらをみますと、この写真では平成16年の2月でしたか。何年でしたか。そこで見えますと、ほとんどできているんじゃないですか。

(水産基盤室)

今ですね。はい。これは計画時点、平成6年度時点です。

(委員)

今回、残事業というようなものは、波切の場合には、防波堤をつくるかそういうことじゃなくて、背後の何かの部分进行调整するとか、そういう事業じゃなかったでしたっけ。

だから、もう一度整理したいのは何かというと、今回、私たちの評価委員会に出された事業による効果はどこを見えればいいのかということが、一番この3事業についてわからなかったことなので、質問しているわけなんです。

(水産基盤室)

波切漁港につきましては、資料の5-1の5ページが、平成12年に受けたときの計画一般平面図で、この当時はパワーポイントでも言っていましたように、その左側の所について、この左下の部分は茶色の部分ということで、フィッシャリーナ計画というのがあったわけですが、その当時として。確かに時代も変わってきました、プレジャーボート云々もここでの対応というのはなかなか難しくなってきたという経緯もありまして、実はこのフィッシャリーナの計画というのは、今はないような状態で、その分代わりに。代わりというわけではないんですけども。

(委員)

ですから、ちょっとそれぞれの事業に対して論点整理ができてないなと思っているのはどうということかと言うと、例えば宿田曾地区の場合には、防波堤や突堤を付けるということによって、波がこういうふうな湾の奥の方に静穏化していくんだというようなシミュレーションに関しては、いささかラフだなと思いつつも、そういう効果があるんだろうなという説明で、それはあるだろうなというふうに思われる部分がある。

波切に関しては、防波堤をつくるかそういうことではなくて、むしろほとんどそれはできていて、波が静穏化しているのはもう既にできていることであって、今回出されている事業はどちらかというと、その裏の背後の部分を整備するとか、そういったような事業ではないかと。そうなってくると、その事業を進めることによって、こうこうこういう効果があってこういうふうになるんですよということにならなければ、何か波がこれで全部静穏化しているような感じで、この事業の本当の目的と効果というようなものの説明になっていないんじゃないかという部分。神島は、別途またあるんですけども。

だから、そういう部分の整理をどうしらいいんでしょうかということなんです。

(水産基盤室長)

私の方から一言お話をさせていただきます。宿田曾漁港につきましては、一応、沖防波堤と西防波堤の60m、それから高齢者の対策によるポンツーンの整備。これは今後年度以降進めていきたい。それでもって完成としたいという気持ちでございます。それで、なぜそういうものが必要なのかというと、シミュレーションでお話させてもらいましたように

静穏の確保が必要だというようなことから、また高齢者に対しましては、干潮時に2階まで上げないとならないような状況を解消して、労働力の軽減とか荷揚げ作業の負担を軽減したいというふうな姿勢です。

つづきまして、波切漁港ですが、おっしゃられますように整備としましては外郭施設、ほとんど完成してまいりまして、今後残っておりますのはいわゆる連絡道からの舗装でございます。これが一部残っております。そして、くどいように地震の話もさせていただきましたが、この地震に対する対策としまして、耐震岸壁としてその整備をしたいというふうなことでございます。

(委員)

わかりました。最後の神島の場合は、南の方の防波堤をつくるんですね。

(水産基盤室長)

はい。防波堤、今現在一部着手しておりますが、南防波堤を整備したいと思っております。17年度及び18年度にかけて進めまして、19年度完了としております。そこを整備することによりまして、静穏域がずっと広がるということなことです。

(委員)

それで論点整理できていますか。

(水産基盤室長)

1つだけお願いします。赤い色ございました、静穏域の説明で。赤い色は50cm以上でございます。5mあっても赤です。55cmあっても赤です。したがって突堤、防波堤ができることによりまして、1mあるものが70cmになっているのかわかりませんが、とにかくピンクはピンクに統一して表現させておりますので、ころっとそこが水色なり緑に変わるといふような、奥の方だけよくなるということはございませんので。

(委員)

宿田曾地区と神島地区は、性質上同じものですね、防波堤をつくることによって静穏化を図る。それに対するシミュレーションは、私から見ると、かなりラフだと思っておりますので、細かい資料とかありましたら提示をしていただきたい。それから、波切に関しては、防波堤やそういったようなものではなくて、何か整備事業でしょうか、そういう形になるようなものですから、それに関しては結構ですが、宿田曾地区と神島地区に関するこの静穏のシミュレーション解析に関する納得いくような資料を提示していただきたいと思っております。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。私も今のことについて確認なんです。宿田曾ですけど、静穏度に対するのは船通しの影響が多いのか、防波堤からの越波の影響が大きいのか、これどっちなのでしょう。宿田曾の湾内静穏度ですか。防波堤を60m延長したら収まったとい

うんですけれども、防波堤の越波による影響が静穏度に効いているのか、あの船通しが聞いているのか、どちらがウエイトが大きいのでしょうか。

(水産基盤室)

開口部。航路側の。

(委員長)

でしょうね。はい。で、シミュレーションは非常に微妙なものです。波というのはいつも動いていますから、こういう絵の表示がいいのか、もしくは逆にあんなベタ塗りの方がまずいのか、ちょっとわからないですけど、シミュレーションそのものをやっぱり一遍教えていただきたいことと、それから毎回申し上げるのですが、シミュレーションした結果の実測というのか、それはどうなっているのか。毎回それは測れないんだとおっしゃるんですけれども、三重県のようにたくさん港湾、漁港があって、このようなシミュレーションかけられて、かけっぱなしで論議して。いわゆる三重県のシミュレーションというものはこんなに精度があるんだよというようなこと。それを一度私見せていただきたい気がするんです。確かに技術的には非常に難しいかもしれませんが。

宿田曾についてはわかりました。すいません。ほかの委員の方、どうぞ。

(委員)

宿田曾の件なんですけれども、これまだこれからお話される阿曾浦の方にもかかってくるんですけれども、お金の方は国と県とほかと書いてありますけれども、そのほかというのは漁港ですか。

(水産基盤室長)

市町村及び漁協組合も払っております。

(委員)

それでちょっと気になったのが、合併はどうなるのかなと思ひまして。南勢町と南島町の合併を多分これやっているときに行われることになると思うんですけど、そのときにこのあたりが変わらずそのまま続行できるのかといった部分を、ちょっとお聞かせ願いたいなと思ひました。

(水産基盤室長)

具体的にどうなるというふうなことまでは、私ども聞き及んでおりませんが、それなりに両町で協議して、費用負担について決めておるといふことは聞かせてもらっております。各町も負担していただく。ただ、率的には前の旧来の町で差がございましたので、ぴったり同じになることはないと思ひますが、相応の町負担があると聞いております。

(委員)

それで問題がないようでしたらいいとは思うんですけども、ちょっとそこら辺が気になりましたので。ありがとうございます。

(委員長)

はい。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

(委員)

今回の3件は、もうかなり事業が進んでいるものばかりなんですけど、公共事業というのは、やはり期限をもって決めて、早期になるべく早くつくり上げて効果を出すというのがやっぱり一番望ましいと思われると思うんです。あと残っている事業が、予定どおり速やかに行われるかどうかということが、先ほどほかの先生もおっしゃっていましたが、心配をしております。この3件いろいろ事業進捗状況表というのを拝見しておりますと、全体に、例えば平成14年以降から予算がかなり落ち込んでいるというか、投資予算が落ち込んでいる傾向があると思うのですが、これは事業がほとんど済んできていてこうなっているのか、あるいは全体の公共事業費が落ち込んでいるために、こういうふうに投資資本が少なくなっているのか、どちらなのか。そういう辺を教えてくださいたいです。

(水産基盤室長)

おそらく波切漁港に対しておっしゃられているのではないかと思います。波切漁港につきましては、一部地元の調整もありまして、防雨雨施設の整備とか、舗装。舗装はそう費用はかからなかったのですが、耐震の岸壁につきましても町との協議。その当時、町は合併の話がございまして、志摩市になる途中でございました。一時、そういうことから足踏み状態が続いておりまして、順調に行かなかった、一部事業が滞ってあのようになっておったというふうな状況でございます。予算的な措置、財政の厳しい中でも、そういう事情からこういう落ち込みがあったのではございません。したがって、今後順調に行けば、緑色で18、19、20とありますが、その程度の予算確保は十分可能だと判断しております。

(委員)

そうすると、いつでも目的の期限までに終わるという見積りというか、それはお持ちなのですね、3件とも。

(水産基盤室長)

約束はできませんけど、どういう事情が起こるかわかりませんが、計画どおり進められるというふうなある程度の自信と言ったらおかしいですけど、気持ちはあります。

(委員長)

はい。ほかにいかがでしょう。どうぞ、委員。

(委員)

3つ質問があります。1つ目は、突堤の値段なんですけれども、ざくっと計算してみても、ケースバイケースなんですけど、メーター当たり単価に直すと200万くらいから880万、900万くらいまで、随分幅があるんですけれども。突堤のつくり方自体は多分ああいうコンクリートの塊、要するに波が越えないようなものをつくるんだと思って、多分その水深だとか、その下の地盤だとかで随分値段は増減するんだろうなとは想像はするんですけど、同じように突堤と並べてあって、金額並べてあるのを見ると、随分単価が違うので、これは一体どのくらいの幅でいつもいくらかかるといふふうに判断されているのかなというのが、ちょっと1つ質問です。

それから、もう1つは、Bの所にいろいろ書いていただいているのですが、例えば漁業就業者の労働環境改善だとか、要するに環境改善的な項目ですね。これはすごくよくわかります。ただ、一番最初に書いてある、例えば生産物生産コストの削減効果というところの数字が随分大きいんですけれども、どの港も。生産コストの削減効果というふうな言葉を使われると、逆にこれはBを計算するためにお金として換算してみえるというの十分わかっているつもりなんですけれども、例えばそれが今までと同じような漁業をしていて、生産コストが下がったという言い方をされるのであれば、例えばそれは消費者に渡る最終的な漁獲物の値段の減につながる、もしくはその値段が同じなので漁業就業者の方たちの所得が上がるというようなことに、どこかで結びついてないと、実感としては何となく捉えにくい数字だというふうに思うんですね。そこら辺が難しい話だとは思いますが、でも、計画をしている段階で生産コストがこれで削減できたというふうに数字を挙げる以上は、何らかのバックアップデータなり根拠なりというか、それは少し必要なんじゃないかなというふうに思いましたので、その辺をどう考えていらっしゃるかということをお教えください。それが2つ目です。

3つ目は、波切なんですけども、これだけはやめましたという計画がいくつかありますよね。この計画はやめましたという計画があって、追加になった計画があったように思うのですが、それが費用対効果の分析統括表には減としては出てきてないので、ちょっとその辺の説明をお願いいたします。

(委員長)

3点順番にですか。はい。3点順番に、1番、2番、3番でお願いいたします。

(水産基盤室)

まず、突堤の方からなんですけれども、通常我々が考えているのはメーター500万くらいということ。ただ、幅的には5m程度という形にしているんですけれども。例えば、波切の突堤であれば、そこは港内がかなり広いということもあって、実は消波タイプの突堤を設けております。直立消波という形で、本来なら消波というのはブロック等で波を軽減するわけなんですけれども、直立消波タイプということで、突堤の中に穴が開いてあって、そこに波が入ることによって軽減しているということで、その幅的にはそれが両面になると、7~8m以上に幅はなっているように思われます。ちょっと今構造図を用意しておりませんのであれなんですけれども。

ですから、もちろん費用的には先生おっしゃったように、水深と土質によってメーター

当たりの単価がかなり変わるということで、あとそういう消波タイプにするかということで、今回 200 万から 800 万というメーター当たりの単価があるのは、ちょっと僕らは当然だと思っておるんですけども。

それと、2 点目の費用対効果なんですけれども、費用対効果の生産コストの削減効果ということで、すべて、どこにしますかね。宿田曾でいきますと、11 ページに便益の算出説明書として概要版を付けさせていただいております。例えば、この宿田曾であれば、黒丸のコストの削減効果として 1 から 6 までということで、個々の計算式とか内容まで全部網羅してしまうとかなりの枚数を要しますもので、今回算出説明書として概要版を 3 漁港とも付けさせていただいております。

コスト削減効果ですけども、例えば宿田曾であれば、避難回数の削減とか、防波堤の建設によって漁船の耐用年数が延びるかとか、個々に内容を示させていただいております。また、右側については年間便益費ということで、これらの 1 から 6 までのトータルが、前ページの例えば 10 ページの水産物生産コストの削減効果として、この金が上がってきて、最終的に 9 ページの総括表となっております。

先ほども室長が説明させていただいたと思うんですけども、赤の部分が計画から外した部分。それと、緑の部分が今回新たに増やしたということで、説明の中では耐震岸壁、これはまた地域防災計画にも位置づけられたということも含めて。あと、右側の防雨施設とかいう話は、実は平成 12 年度当時は、ハードでの補助対象になっていませんでした。もともと陸揚岸壁の所はエプロンというのがあるんです、6 m 程度なんですけれども。そのエプロン上に構造物をつくるということ自体が認められていなくて、13 年度にこの地域水産物の事業で認められたということもあって、それらを追加させていただいております。

(水産基盤室)

波切の全体計画なんですけど、こちらで減工になった部分は、主にこの赤で書いてある遊漁船の岸壁、中突堤、それから - 2 m 泊地浚渫です。これらは今回の費用便益のカウントには上げていません。今回、費用便益で上げさせていただいたのは、今動いている全体計画に対する便益のみを計上させていただいております。

それから、2 点目にあった生産コストが減少されることによって、消費者等への影響はということなんですけど、今回この生産コストの計算の仕方というのは、生産者が時間当たりの労働単価ということで、どれだけ楽になったかということを経営者側で計算してみまして、実際それが市場へ出たときに、魚とかそういう値段がどのように変わっていったかという流通的なことに関して調査を行っていないため、消費サイドになって影響が出るかということまでは、現段階では調査をしていないです。

(委員)

多分、そうだろうとは思いますが。ただ、事後評価という言い方が馴染むのかどうかよくわかりませんが、例えばこういう便益があるだろうということで公共事業されるわけですね。その中に環境がよくなります、それをお金に換算していくくらいですという、そういう話だろうということはわかりますけれども、生産コストを下げますということを便益として謳うのであれば、コストが下がったんだったら、どこかでそのコストとい

うのは還元されて然るべきだろうというのが、消費者心理なんですよ。だから、消費者への何か値段が下がるとか、コストダウンにつながるとか。例えば、逆にコストというのは魚介類というのはセリでお金が決まってくる話なので、例えばそれは今までと一緒だけれども、消費者の側から言えば、少し楽になったお陰で所得が少し上がったよというようなことになるのかよくわかりませんが、何らかのそういう形が説明できるような形にさせていただきたいという気はするんですね。その程度のことには留めます。

それから、波切の説明を先ほどしていただいたんですけども、波切の資料の9ページというのが、多分ご説明のあった廃止した計画は入れていなくて、現在の計画ですという内容ですよ。そうすると、一番上の中突堤というのが、現にL = 170m上がっていますよね。だから、中突堤の10mは廃止になったけども、170mはしている。それから、防雨施設も65mは実際している。それから、2m泊地浚渫ですか、あれは5,000m²はなくなったけれども、5m泊地浚渫の450m²はしているということですね。

(水産基盤室)

青い部分は追加ですので、今回追加しました・・・です。

(委員)

そうすると、例えばこの5m泊地浚渫なんていうのはどこに書いてあるのですか。だから、先ほど説明としては、これとこれとこれは廃止しましたというお話としてお聞きしていたんですけども、計画にあったけどなくなったものというのと、計画になかったけどできてきたものというのと、お金との何かちょっと整理がしづらかったなという、資料的に。

(水産基盤室)

すいません。9ページ、確かに施設名が抜けているものもありますけれども、金額として29億4,200万ということで、その前の7ページの進捗状況表ではちょっと細かくて見にくいんですけど、ここではすべての工種が入っております。また、右下のトータルの額も29億4,200万ということで、ちょっと9ページが若干抜けておったように思います。抜けてないの。ああ、そうか。

(水産基盤室長)

費用対効果につきましては、全体でもって効果を算出しておりますので、例えば中突堤が10m減ったから、その中突堤に対しては効果が1.2になったよ、1.3になったよというふうなことは整理してごさいません。こういう答でよろしいんでしょうか。される質問の答としてピンと外れのこと言っていますかね。部分部分の一工種ずつの効果は出してないということ。

(委員)

Bの部分じゃなくて、逆にCをお聞きしたかったんです。Cのコストの部分で計画をしていたときにある程度見込んでいたのが、今回減ですと。それから、これは見てなかった

けれども増になりました。増と減があって現在の事業費があるのかなというふうに私は思ったので。

(水産基盤室)

おっしゃるとおりです。

(委員)

説明と、増と減の項目上げと、最終的な事業費というのこの順番の整理が、ちょっとこの頂いた資料では、つきにくかったということを申し上げました。

(水産基盤室長)

一応、赤い部分が減の所でございまして、- 2 m泊地の浚渫がなくなったとか、フィッシャリーナのボートの係留施設がなくなったとかいうのがございます。追加させていただいたのは、ひさしですね。防暑雨施設というひさしの整備と、耐震岸壁の岸壁の工種の追加ということと、5 m泊地、あそこに旧体の施設がぼこっと一部残ってございまして、それを残すか壊すかというふうなことで地元の方と協議してまいりました。結局、地元の方は「もう取ってしまってもいいだろう」というふうなことになりまして、今回撤去するようなことに決まったわけですけども、そういったものが一応今回、12年度にはなかった、フルプランとしてはあったんですけどもなかった工種でございます。それらが追加になっておるといふふうなことでございます。

(委員長)

今の委員の質問は、新設廃止に伴うこの事実と、それはB / Cの計算にどう入り組んでくるのか。そのご説明が少し聞き取りにくかったというご質問なんです。

(水産基盤室長)

11ページを見ていただきますと、例えば耐震岸壁につきましては一番下、耐震岸壁施設整備に伴う災害時の効果として、一応効果を挙げさせていただいております。また、防暑雨施設につきましては、その上の2つ、防暑雨施設の整備に伴う漁獲物の付加価値化。要は、それによって荷傷み防止ができて、製品価格が上がりますということと、それから防暑雨施設の整備に伴う快適性の向上。労働環境がよくなって、それが効果として反映されますというふうなことでございます。ということで、臨港道路の整備につきましては、走行時間の短縮というふうなことで効果を挙げさせてもらっております。

(委員長)

ちょっと今回から制度が変わりまして、このご説明今いただいている9ページ、10ページというのは、私たちここで初めて見るんです。ですので、パワーポイントを追いかけてながらこれをくって行くので、非常に我々理解しづらい。ですから、委員おっしゃるように、この絵とB / Cの計算の関係というものを、我々にわかりやすくご説明いただければありがたい。繰り返しますが、この表は初めて見るんです、私たち、今回が。前もって予習す

る表じゃないんです。ということなんです。

(水産基盤室長)

申しわけございません。

(委員長)

いいですか、委員。どうぞ。

(委員)

ちょっと教えていただきたいんですけど。ほかの神島と波切の方で、陸揚量で陸揚金額の推移というのが両方ともに載っているんですけど、宿田曾の場合、少しその辺の、僕見落としているかもわからないんですけど、載ってないような気がするんですよね。それに関連して教えていただきたいと思いますんですけど、全事業費に対する例えば神島を挙げて申しわけないんですけど、組合員数の変化、この辺にも少し興味ありますし、そして陸揚量の金額。例えば、神島の場合ですと、金額の方が3億5,700万円になるのでよろしいんですよね、神島の場合ですと。

組合員の方はいろいろとちょっと検討すべきところもあるのかなというのがありますけども、例えばこれ本当に神島僕は大好きなので、神島をこういうふうに話するのはどうかかなと思いつつも、総事業費が60億を超えているような状況で、売上、要するに陸揚高が3億5,000万と。事業に対してこの水揚高ということに対するB/Cという、この辺を僕はどう解釈したらいいのかというのは、非常に漁業の方は素人なのでわかりにくいということと。

あと基本的な考え方における、今日私の方に送っていただいたこの概要版の方なんですけど、一通り。例えば、漁船の大型とか出漁可能回数の増加や、漁業活動に必要な労働時間、経費の削減と水産物生産に伴う費用の削減効果を期待できるということなんですけども、非常にこの辺の私としてはなかなか理解しがたい部分というのがどうしても頭の中に整理し切れない部分というのがあるんですね。だから、これだけの何十億もかけた港湾事業。港湾事業そのものを否定しているわけじゃなくて、これだけの港湾事業をするのであれば、それなりの漁獲高とか漁獲額が必ずやもっと明記されていた方がいいのではないかなということなんですけど、その辺はどういうふうに私として解釈させていただければいいのか教えていただきたいと思います。

(委員長)

はい。2点、ご説明お願いいたします。

(水産基盤室)

ここで上げさせていただいている陸揚金額というのは、すべてこの港へ陸揚げされるものということで、実際神島は、今現在属地陸揚金額が4億くらいかな。属地が3億5,000万程度で、この属地が。つまり伊良湖、愛知県へ。要は、神島自体では、当然そこで消費できないもので、ほとんどが愛知県側と伊勢の豊北の方に陸揚げされております。ですか

ら、金額的には属地でいきますと26億3,900万くらい。

(委員)

神島の漁港の要するに関連売上として二十数億円あるということですね。

(水産基盤室)

二十数億円、はい。

(委員)

この港湾事業費がいくらでしたっけ。八十数億でしたっけ。要するに、費用対効果というのは、すべて数字に表れてくるものですから、その辺を少し補足的な形で出していただいた方が。ちょっとわかりにくいのかなと。

この辺、例えば付属の表神島地区、何回も言って申しわけないんですけど、付属資料の6のところですね。ここの部分で組合員数の変化。平成11年、そして集落人口とか、この辺はどこにもある農漁村の問題だと捉えるとして、組合員数の変化が4名ほど落ちたことによって、この属地金額、売上がどれだけ下がっているか。これは多分何らかの影響で全体的な売上の変化もあって当然だと思うんですよ。それと、あとこれだけの港湾設備を備えることによって、先ほど概要版にもありますように、例えば後継者不足に伴ういろんな影響を考えた集約的な漁業とか、そういったものを目指すとかが、そういうふうな形で何か文言を付けておいていただいた方がいいんじゃないかなと。これは農業も同じようなことが言えるんですけどね。その辺ちょっと気になりましたので質問させていただきました。

(委員長)

今のはコメントでよろしいですか。

(委員)

はい。

(委員長)

ちょっと委員の方々、かなりご質問あると思うんですけども、次の案件も待っておりますので、この件に関してまた後刻委員会で意見取り上げましてご報告いたします。説明を次の案件の方に移させていただきますが、委員の方々、いかがでしょうか。では、ちょっとここで交替して、説明次の方、初っ端の4番でしたか、阿曾浦にお願いいたします。

4番 阿曾浦 南島町

(水産基盤室長)

お待たせしました。続きまして、資料番号4-1 県営広域漁港整備事業阿曾浦地区の再評価について審議をお願いいたします。この事業は、南島町鰐湾の湾口付近に消波堤を設置しまして、消波堤の背後に養殖場を造成しようというものです。消波堤の計画延長は350

m、造成される養殖漁場面積は 10ha でございます。平成 7 年度に着工し、本年度完了時点の延長は 340m でございます。平成 18 年度には残り 10m を施行して完了する予定でございます。全体事業費は約 49 億 3,000 万円です。消波堤の一部、消波堤が写っております。

位置図でございます。現在、五ヶ所湾の西隣に位置する贅湾の湾口東側でございますが、消波堤の設置が進んでおります。赤い横棒で書いてございます所が消波堤になります。消波堤の背後に三角形の漁場が造成されます。消波堤の現況写真でございます。左下の写真のように、一部人が立っておるんですが、人の 2 倍以上ある大きいブロックを並べてございます。

まず、阿曾浦地区の概要についてお話をさせていただきます。地区人口は 1,252 名です。その 3 分の 1 にあたります 405 人が漁協の正組合員となっております。漁業が地区の主な産業でございます。地区水揚量の 90% 以上が養殖業によるものでして、マダイ養殖、真珠養殖が盛んです。これは 17 年 2 月に撮影しました航空写真です。この写真をもとに地区の漁場利用について見てみたいと思います。湾奥に位置する閉鎖性の強い入江で、主に真珠養殖が営まれております。入江の真珠養殖漁場の写真です。湾の開けた水域では魚類養殖が営まれております。

ここに施工中の消波堤が写っております。その内側には昭和 50 年代に設置されました消波堤がございます。これらの消波堤の背後では、主に真珠母貝養殖が行われております。養殖施設でございます。真珠養殖と申しますのは 2 つございまして、真珠のもとと言いますいわゆる核入れ作業というのが行われます。その小さな核を、丸っこい円形の核でございますが、それをアコヤガイに埋め込んで、核に真珠層を巻かせて真珠貝を生産するというものでございます。その核入れにつきましても、満 2 才のアコヤガイを使って行われます。核入れ前の貝、2 才になります真珠貝を入れる前を母貝と申しております。核入れ後の貝を施術貝。術を施すと書くんですが、施術貝と呼びます。免許制度上、母貝漁場と施術貝を飼育する養殖漁場は区別されております。消波堤の背後は、主に母貝漁場となっております。

事業の進捗状況をグラフにしてみました。平成 7 年度に事業着手し、年間約 5 億円程度の事業費ペースで進捗しております。平成 17 年度完了時点の進捗率は 95% です。平成 18 年度をもって完了予定としております。

計画平面図でございます。消波堤延長は 350m で、黄色、16 年度までの実施区域ですが、赤が 17 年度実施予定、それから緑が 18 年度実施予定となっております。この事業は、平成 12 年度に事業再評価の対象となりまして、継続の方針で了承をいただいております。その後、16 年度に計画の見直しを行いました。

計画変更の内容と経緯について説明させていただきます。平成 12 年度当時の計画では、消波堤延長は 700m を計画しておりました。その 700m の内側三角形 40ha の漁場が造成される計画でもって進めてまいりました。また、養殖漁場の半分を魚類養殖、いわゆるマダイ等の魚でございます魚類養殖。残る半分を真珠養殖として利用することとしておりました。これに対して変更計画におきましては、消波堤延長を半分の 350m に縮小し、造成される漁場 10ha をすべて真珠母貝養殖、真珠の母貝養殖に利用する計画としました。・(テープ交換)・

左上のグラフは阿曾浦の平成 5 年から 15 年のマダイの生産量でございます。赤の点線は

12年を示しております。マダイの生産量は全国的に見ますと、近年減少傾向にあります。阿曾浦では僅かに増加気味でございます。左の下のグラフですが、平成5年から15年の養殖経体数、いわゆる業者数でございます。減少傾向で、当地区においても後継者不足となっております。右上のグラフは平成5年から15年のマダイのキロ単価です。この中で、一応11年から13年にかけては、一時下がってきた価格が上昇傾向となっております。平成5年ごろの単価は1,000円程度でございますが、現在は600円前後で、採算性が著しく低下しております。

続きまして、真珠養殖でございます。まず、20年代以降の生産量の推移を見ていただきたいと思っております。これは全国生産量の推移でございます。大きな山や谷がありますが、昭和60年代から5年までは安定して高い水準、一時的に昭和40年代にガクンと生産量が落ちております。これは真珠の不景気になっておりまして、それ以降若干回復し、5年くらいまでは安定してきましたが、6年以降は激減しております。この減少は、アコヤガイの感染症によるものだと言われております。

アコヤガイの感染症ですが、正式病名は「アコヤガイ赤変病」と言われて、平成6年に母貝供給地の愛媛県で発生したものです。感染症は母貝の流通に乗って、数年の間に全国に拡大いたしました。感染症は、高水温期に発症しまして、海水を介してアコヤガイに感染します。病原体としてウイルスが疑われておりますが、まだ特定するに至っておりません。死亡率は高く、数十%に達しております。また、死亡はしなくても真珠の品質に深刻な影響が出てきております。

続きまして、阿曾浦地区の真珠養殖に関しまして、情勢の変化を見ています。左上のグラフは、阿曾浦の平成5年から15年の真珠生産量です。赤の縦の点線は先ほどと同じく12年度を示しております。全国的に6年度以降、大幅に減少していましたが、阿曾浦では9年度以降増加に転じ、15年度は平成5年度と同程度まで回復しております。左下のグラフは経営体数です。全国的な経体減少傾向に比べまして、阿曾浦では現状の経体数を維持していると言えます。右上のグラフは単価でございます。下落傾向で、これは全国的な傾向と同じです。

状況の変化をまとめてみますと、魚類養殖につきましては、単価安によりまして採算性の悪化が深刻で、経営維持の限界に来ているというふうな状況でございます。後継者の算入は期待薄で、経営規模拡大の要望も少ないような状況となっております。これらの状況から、新たな魚類養殖場造成は必要ないと分析されます。

真珠養殖につきましては、近年全国的に感染症が蔓延し、生産量は減少、品質が低下し、価格も低下しております。阿曾浦では地区をあげて感染症対策に取り組み、生産量は回復しておりますが、品質、価格の回復までには至っておりません。一層の感染症対策が急務だと言えます。具体的には、まず地区外から病気の貝を持ち込まないことが一番大事だというふうなことでございます。これまで母貝を県外産に頼っていたわけですが、地区内で自給するというふうなことが必要になってこようかと思っております。次に、母貝と施術貝を分離して養殖し、親世代から次世代への感染の機会を減らしていくということが大事ということでございます。

次、お願いします。この図は、真珠貝養殖の一般的なサイクルを示しております。アコヤガイは春先に人工採苗をされまして、3年目の春に核入れされ、4年目の正月明けに真

珠貝が取り出されます。約4年かかります。真珠養殖と母貝養殖は分業化されており、2年の秋までは図の水色、この間は母貝業者が飼育しまして、その後、真珠養殖業者に販売されます。今回、母貝の販売を通して感染症が全国に拡大したわけですが、他地区からの母貝を購入すると感染源を持ち込む危険が伴います。感染症対策の第一歩として、母貝の地区内生産体制をつくる必要があると思います。さらに万が一施術員が感染発病した場合に、施術員と母貝が同じ漁場で飼育されておりますと、母貝の世代まで感染病が拡大し、数年にわたって生産に悪影響が出るのが懸念されます。母貝と施術員を別々の漁場で飼育し、世代間の感染を断ち切ることができれば、感染症の蔓延防止に効果があると思われると思います。

もとのシートに戻りまして、本真珠養殖につきましては、母貝の自給と母貝と施術員の分離飼育を2本の柱として、感染症対策の必要性が明らかにされました。当地区の母貝需要は約350万個でございます、この需要を賄うには、18haの母貝専用漁場が必要と計算されます。旧消波堤の既存漁場8haが利用可能になっておりますので、これに加えて10haの新規漁場造成が必要であると判断されます。

それでは、新たに造成した漁場を使って感染症対策を行うか、具体的に見ていきたいと思っております。これは事業着手前の漁場の利用図でございます。入江の漁場に赤で示した母貝漁場がありますが、面積はあまり大きくありません。当時、母貝の大半を県外から購入していたため、購入した母貝が感染源となって、当地区でも感染症が広がりました。入江の漁場では黄色の真珠養殖と、赤の母貝養殖が隣接し、親世代から子世代への感染しやすい配置となっております。このため、地区内で数年にわたって感染症が蔓延してしまいました。古い消波堤漁場は主に魚類養殖が行われておりました。

計画の漁場利用の概念でございます。古い消波堤漁場に母貝漁場が新設されています。また、造成中の消波漁場にも母貝漁場が新設され、地区需要を満たす大きな母貝漁場が確保されています。入江の漁場は黄色の真珠養殖だけになり、親から子への感染は防止されるようになります。造成された漁場を使ってこのような感染症対策を講じることで、真珠養殖業の安定と発展が図られるのではないかと考えております。

費用対効果ですが、費用対効果の分析の結果について示しました。総便益は70億7,800万円。総費用は56億8,000万円。費用便益率は1.25となっております。便益の主な内容は、感染症対策の効果による真珠生産量の増加及び品質の向上等です。

地元の意向につきましては、真珠母貝漁場の要望が強く、早期完成が望まれております。コスト縮減につきましては、工種としては写真で見ていただきましたように、ブロック製作、据付工事のため特にございませませんが、毎年の事業量をできるだけ大きくすることで、コスト縮減と事業効果の早期発現に努めております。代替案につきましては、浅瀬や岩礁を有効的に利用した施工位置、工法等となっており、最適ではないかと、計画は妥当であると思われると思います。

再評価の経緯につきましては、平成12年度に「真珠養殖について、生産から流通・消費にいたるまでの戦略を検討し、生産基盤の整備と併せてソフト面の策を推進せよ」との答申をいただいておりますが、県では当該漁協を含む11事業者の真珠を三重ブランド1号に認定し、流通・消費の後押しをしております。県水産研究部を中心にアコヤガイの品種開発にも取り組み、いくつかの品種が実用化されております。

以上、説明申し上げましたとおり、この事業につきましては、魚類養殖、真珠養殖を取り巻く大きな情勢の変化に対応しまして、計画の見直しを実施し、事業規模や造成漁場の利用方法を最適なものに変更しております。事業主体の三重県としましては、18年度の完成を目指して事業を継続したいと考えておりますので、ご審議をお願いします。

(委員長)

はい、ご説明ありがとうございました。大きな事業計画変更ですけれども、それを伴って継続したいというお申出です。委員の方々、どなたからでもご意見頂戴いたします。どうぞ。

(委員)

これは平成12年度に再評価委員会へかけられたときのことを、私今お聞きしている思い出したんですけれども、だいぶ事業計画自体の妥当性についての批判的な意見が多かったような記憶があります。今日いただいた資料の3ページ目に、平成12年度に答申された意見が2つ載ってまして、1番目に「消波堤延長が350mに達した時点で再評価を実施すること」という意見を、再評価委員会が出したということが書いていただいているんですけれども、私、これはなぜ「350mに達した時点で」という条件を付けたかの記憶がちょっと定かでなくて、今何か説明があるかなと思ってお聞きしていたら、なかったように思うんですけれども。これは確か200m弱くらいあの時点でできていたんですね。随分計画の話が出て、350mまではやっていただいて、その時点でもう一度というふうになった経緯というのを、ちょっと記憶が曖昧なので説明していただけるとありがたいのですが。

(水産基盤室長)

私どもが聞いておりますのは、700mの計画で当初進めておりまして、その半分の時点でもう一度評価をすべきだというふうな答申だったかと思います。ただ、一応12年から5年たちまして、再評価の時期にも来ておるというふうなことで、16年度にもう一度見直しを行いました。そのときはまだ330mくらいだったのかな、程度で見直しを行いましたんですが、地元の方にも確認して、もうタイ養殖につきましては、非常に先行き不安だ、見通し暗いというふうなことがございました。そういうこともありまして、魚類養殖につきましては、一応大幅な変更をせざるを得ない。平成12年度当時は、まだまだタイの魚価も上昇気運、11年度からぱっと右肩上がりの状況が2～3年続きました。それでもって持ち直すんじゃないかという一縷の望みがあったわけですが、そこからまた急にカクンと落ちてしましまして、それでもう魚類養殖については断念せざるを得なくなったというのが、去年の地元の意向でございます。

真珠養殖につきましては、先ほど累々と説明させてもらいましたが、概ね母貝と施術員の分離をすべきだということと、自給自足の母貝を生産して行って、品質の確保を行う必要があるというふうなことで、阿曾浦地区に対しては18haの面積が必要だというふうなことで、350mが一番ベストな計画じゃないかというふうなことで、今回の計画変更となりました。

(委員)

さっきの全体の写真を見せていただくといいんですけども。航空写真かな。もともとの真珠の養殖をしていらっしゃる所というのは、多分自然環境が真珠の養殖にまずとても向いていたから、そこで発生したということは大きいと思うんですよね。今、実際に黄色で囲ってある所というのは、いかにも真珠の養殖にきつと向いているんだらうなと。そこで発達していったんだらうなという気がするんですけども。

今回の消波堤をつくって、後ろの三角の地点でやりますというのは、確か12年のときにも随分それに意見が出たような気がするのですが。もともと向いてない所に無理やり消波堤をつくって、その後ろ側で養殖をしようという計画に見えて仕方がなくて、そのときには確か真珠貝と漁業と何か半分こするという計画だったのが、今のご説明だと母貝ということで、母貝をするのが一番いいという説明なので。私は何が適しているかという話は全然よくわからないんですけども、こないわゆる入江の中じゃなくて、こちら側の海に出た所で消波堤が一本あるだけの後ろ側で、母貝の養殖というのはうまくいくものなんでしょうか。

(水産基盤室長)

担当の方から説明させますので。申しわけございません。

(水産基盤室)

出先機関におります中西と申します。もともと非常に内湾性の静かな所で養殖をしていたというのは、養殖施設の問題が大きいと思います。丸太を組んで、それに真珠を吊るしていたと。当然、それは沖合の波の強いような所では壊れる危険性が大きくて、そういう所には置けないというようなことがあったし、あえて沖でやらなくても、中でやった方が安全にやれるというようなことで、中で発達してきたと。

ただ、今はここに写っていますように、ロープをプラスチックの浮きに吊るしてやるような養殖が主流になってきておりますので、施設面の制約がなくなったので沖にも出れると。それから、内湾の漁場がさまざまな原因で汚れてきたというようなこともあって、沖への需要というのがやっぱり拡大してきているということがあると思います。

それから、この地区につきましては、内側に昭和50年代につくられた消波堤漁場がございます。そこが非常に調子がいいというようなことで、新たにもう1つさらに沖側へというような要望があったということで、地域内での沖漁場の実績というのがあるので、その辺の心配はなく施行の方はいったのかなというふうに考えています。

(委員長)

いいですか。はい。ほかの委員の方、ご質問頂戴します。どうぞ。

(委員)

赤潮の害で貝がやられてしまったりとか、いろいろ聞かせていただきますけれども、私も地元の方とかでよく養殖しているのを見るんですけども、アコヤガイを吊るしていることによって、その下が糞がたくさんになって、そこがヘドロっぽくなって、それでどん

どんどん海が汚れていくというの聞いたことがあるんですよ。おそらくこの湾もそういう形で汚れてしまってきているのかなと思うんですね。台風とかが来ると、それでざっと洗われてきれいになるというのを聞いていますけども、やっぱりこういう小さい湾とかになってくると、なかなかうまくはいかないと思うんですね。

ここが汚くなったから、じゃあ外に出そうという形で外に出したときに、外に出したときの糞害とか、そういったものとかといったことは何か考えられる。環境が貝の問題だけじゃなくて海全体に、それによって汚れてきたりですとか、それによって周りの漁業の関係と問題とかが出てこないかなということ、ちょっと伺いたいです。

(水産基盤室)

この海域、確かに糞による漁場の悪化ということも、ほかの湾では結構あるかとは思いますが、非常に外洋に面した所で開放的な海域ですから、ここでアコヤガイの養殖をして、その糞というのが非常に周りに影響を与えて、ほかの漁業に悪影響を与えるというようなことはないだろうというふうに考えております。

(委員)

養殖の方を外に出すことによって、その湾を清掃するというか、またもとのように養殖ができるような環境に整えていくという方向というのはあるのですか。

(水産基盤室)

基本的には母貝養殖と真珠養殖、この2つの養殖というのがアコヤガイで真珠を生産するときにはあるんですけども、この2つの養殖を分離することによって、感染症のリスクを下げていくというのが大きな目的です。ですから、内湾、中の漁場の養殖数を減らして内湾をよくすると。結果的にはそういった効果もあるとは思いますが、そういったことでの効果ではなくて、あくまでも母貝と真珠を分離することによって、感染症対策ということで考えております。

(委員)

そうすると、一気に両方がだめになるということじゃないようにというふうなことで、その2つを合わせることによって、病気が広がってしまうというか、悪影響を与えてしまうということだと思うんですけど、でもやっぱり湾内というのはだんだんだんだんこれで汚れていくことになるので、やっぱりそのあたりというのは対策みたいなもの。県の方じゃないかもしれないですけども、漁協の部分だと思うんですけども、感染症というのは糞のことも多分いろいろ、赤潮だけじゃなくていろんな要素が入ってくると思っていますので、そういった対策みたいなものというのは何か漁協なり。根本をやっぱり叩いていかないといけないと思うので、何かそういうものはありますか。

(水産基盤室)

真珠養殖のピークというのは、昭和40年代なんですね。そのころの漁場環境というのは非常に深刻な状況で、硫化水素が発生して、大量に貝が死ぬというような事故がたくさん

起きました。事故というのか、事故とっては他人任せな感じがしますけど、非常に大きな問題が起きていたと。ただ、先ほどのグラフにもありましたように、40年代のピークから比べると今の生産レベルというのはかなり落ちているので、英虞湾なんかでも環境はかなり、当時に比べればましな状態になっていると。真珠養殖に致命的な環境ではないというふうな状況までは改善しているので、そういう点では地域内の飼育数をこれから上手にコントロールしていくことで、何とか安定的にやれるんじゃないかというふうに考えています。

それから、先ほど感染症と環境の話が少し出ましたが、これはちょっと誤解されている部分があって、感染症というのは国内産のものではなくて、中国、おそらく中国だろうと思うんですけども、海外から別の系統の貝を入れてきたことによってウイルスを持ち込んだと。ウイルスらしいんですが、それで、国産の貝にはそれに耐性がなかったもので、日本中に広がったということなので、これは環境とは直接は環境しない外来のものだということです。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(委員長)

はい、どうぞ。

(委員)

私の方は、9ページのところの費用対効果の分析総括表のところから1つお聞きしたいのですが、この項目に上がっています地域産業の活性化のところの漁業外産業への効果というのは、実際中身はどのようなところに効果が上がっているのでしょうか。

(水産基盤室)

漁業外産業への効果ということで、今回、感染症対策を施して、こういう施策をすることによりまして、地区内の真珠の増産が期待できると。それは、対策することによって、これまで施術貝が死んでおった確率がかなり軽減できるということで、地区内での真珠の増産という効果を上げています。それに対しまして、その増産した真珠が、地区外から出るよと。そうしますと、市場の中で動いて、算定方法としましては、地区内の単価と消費単価。これ実際に真珠の消費単価というのは非常に。これはこの前の12年の再評価のときでも、「そういう効果も見込めますけども算定のしようがないもので」という答弁もしているんですけども、今回、こうこう見込む中で、当然産地での増産というのが見込めますもので、そういう効果が出るということで、最低限の単価として消費単価を輸出単価、下処理ができて物として、玉として、首飾りになる前の単価という捉え方をしまして、その単価の差が市場に出たときの流通効果になるんじゃないかということで算定しております。

(委員)

そうすると、地区内に真珠加工する会社があるということですね、地区内に。

(水産基盤室)

地区内にはございません。だから、地域というか、阿曾浦地区から増産効果によって物が増えること、出たことによって、阿曾浦ではないですけども、地域の中でそういう効果が当然発生するであろうということを算定しております。

(委員)

それはどうなのかな。

(委員長)

さっきの説明ですと、消費者とか外のカウントはしないという説明がさっきあったんですけど、今のご説明だと地域外の効果をカウントしたということ。

(水産基盤室)

その算定方法につきましては、国の方もそういう視点で捉えてもいいというか、地区外というか、流通過程での付加価値ということで。手元の資料でいきますと、総括の便益資料の21ページなんですけども、出荷過程における流通の生産量の増加効果。水産基盤事業の概要というやつは費用対効果の項目の。すいません、こちらです。その中で、生産される漁獲物は、仲買人とか運送業者、小売業まで見込んだ、市場までの効果については見込んでいいよという国の指針がございますもので、この部分を真珠に当てはめまして、地区外と言えは地区外なんですけども、この事業による増産分についてはそういう効果も波及的にこれをやることによって発生するというところで。

(委員長)

とすると関連ですが、今までのレポートで、地区外の効果を算定しないのはないと読んでいいのですか。これ以外、例えば先ほどの宿田曾云々、波切も、横棒一本ですけど。

(水産基盤室)

ほかの地区で、こういう効果はみていないかどうか、ちょっと私はあれですけども。

申しわけございません。この項目については、漁場関係事業に対して適用するという注書きがございますもので、今私ども今回5件のうち漁場事業というのは私ども1件ですもので、ほかの事業ではこの指針、これは国の指針なんですけども、それに基づいて算定していますもので、ほかのところではそういう項目は上がってないという。

(委員)

でも、国の指針はそうであっても、事業効果が表れるというのは、そのお金を投資した地域内の枠で考えた方がシンプルでわかりやすいというのがもともとじゃないのでしょうか。どうなのでしょう。

(水産基盤室)

ちょっとお答になるかどうかわかりませんが、真珠の加工とかそういった部分では、三重県伊勢市を中心とした県内業者が非常にたくさんございますので、そういったところは県としても算定していいんじゃないかなというふうに思います。先ほどの話に戻りますけども、漁礁事業なんかで、魚がたくさん獲れるようになりますよというようなことでは、この項目は一般的にどの事業でも認められて計上してあるものですので、それを真珠についても見ておるといふことで。むしろ前回会議の中では、そういった効果もあるのであれば、ちゃんと見込んでいけばいいんじゃないのかというような議事があったように聞いておりますので、それも踏まえて計上させていただいた次第です。

(委員長)

ただ、事業が違うとおっしゃったんですけど、これ阿曾浦も宿田曾も同じ事業じゃないですか、広域漁港整備事業。

(水産基盤室長)

漁港漁場整備事業で新たに法体系が変わりまして、広域漁港整備事業。昔は、昔と違いますか、ここの事業は阿曾浦地区につきましては、広域漁場整備事業で動いておりました。それが今回1本になりまして、広域漁港整備事業のいわゆる漁場整備として来ておると。12年度につきましては、前回の再評価は、広域漁場、漁場整備の方で再評価を受けております。したがって、広域漁港整備の名前なんですけど、もっといろんな事業もやっておりますけれど、ここの漁場整備だけを抜き出して、今回再評価に提案させてもらっているわけです。

(委員長)

はい、わかりました。ありがとうございます。はい、どうぞ。

(委員)

平成12年のときの話をいろいろしていたのは私だと思んですが。ちょっと事業変更に関するもので6ページの資料に基づいて考えたいなと思っていたのが、最初は消波堤を700mにして、半分にして20haずつ確保すると。それを今回は半分にして350で、20haじゃなくて10haだけ。真珠養殖だとしても、それが違って、アコヤガイの母貝というのかな、それだけだとすれば、10haだということなのかもしれないけど、これは350mの消波堤をつくることによって、10haのものが確保されるというのは、何か根拠はあるのでしょうか。

というのは、例えば700mになっているから、その両方の三角形にしたときに20、20、40だったものが、350にしたときにはその半分の20haになるんじゃないかと、波がやっぱり強くなることなのかわからないけど、それで10haに縮小されるということなのか、地理的に10haくらいであれば、真珠の生産量や消費量との兼ね合いで、まずとりあえずこのくらいにしておいて、消波堤の350mの効果が社会情勢やいろんなものを見て、20haまでも確保できるものとして消波堤の350mを確保したいということなのか、その根拠を教えてくださいませんか。

(水産基盤室)

これが静穏域の計算なんですけれども、説明してくれるかな。

(水産基盤室)

これが当初の 700mのときの静穏度解析図でございます。当初、700mを施行した場合、この紫の部分が静穏域になりまして、40ha とカウントしておりました。波向きにつきましては、これに対して下からまっ直ぐ入ってきますもので、波としましては性質的には、ここは何もありませんもので、この防波堤に当たってこっち側に流れてくる波の強さ、あるいはこの防波堤を透過してくる効果が見込まれて、700mという延長の背後にこういう三角形の静穏域ができるという計算をしておりました。

今回、それに対しまして 350m施行ですもので、ここの水深が 10mくらいございまして、今対象にしています波高が沖からの波高で 2.5mを対象としています。そうした場合、水深と波高によりまして、下の波の解析特性というのは当然変わってくるんですけど、10mの所で 2.5m、水深の 4 倍くらいありますもので、そうした場合、延長を短くしても、ここで変わるのとここで変わってくるのはほぼ変わらないという状況になります。そうしますと、これに対しまして 350mした場合、これの平行線でこういう流れ込みがありますもので、結局 350mにしましたらこういう三角形になりまして、普通ですと延長半分であれば半分という感覚もございしますが、波の回り込みというのがありまして、実質上は 40ha とれるものが、延長半分で 10ha 確保できるという解析結果です。

(委員)

おそらくそうだろうなということはわかるのですが、何が言いたいかという、この消波堤の費用対効果という面を、確保される水域から見ていると、要するに 2分の1 効果しかなかったんですね、単純計算すると。例えば、700mで 40ha が確保されたかもしれないものが、350mで 10ha だという形になってくると、やっぱりちょっとこれは高くつくなということでありまして。

だから、私が言いたいのは何かというと、350mが必要なのかなという部分に対する検討はしたのかなということなんです。例えば、10ha を丸々全部使うということであるのか、あるいはいろんな需要と供給のバランス、曲線とかいろんなことを考えたときに、例えば 300mくらいで 7 ~ 8 ha が確保できるのであれば、それも 1つの選択肢ではあったのではないかと。要するに、エイヤーで半分に切って、「はい、これでこういうふうになるんだ」ということじゃなくて、総合的にここでこの消波堤が持っているさまざまな側面での、いわゆる費用対効果を考えたときに、本当に半分で切ることでよかったんだろうかという解析なり検討はされたのかということですね。

(水産基盤室)

350m、これやや偶然が重なっている部分というの、作業をされていて本当に思ったんですけれども。ここの真珠養殖の規模というのは、内側の漁場の面積がもうこれほぼ飽和しておりますので、今よりも大きくなるということはないわけですね。そこで必要とされる母貝がいくつ必要かというのは、これは簡単に地元で数字いただけるわけで、それが 350万

個と。このような環境の中、比較的潮通しのいい環境の中で、母貝をいくつくらい1つの筏で飼えるかという数字、これは1万個からもう少しというのがだいたい1つの筏当たりの数字になるんですけども、それを漁場の面積に当てはめていくと、古い漁場、旧昭和50年代につくった沖の漁場と今回造成する漁場で合わせて18haから20haぐらいというようなことで、これは本当の偶然ではあるのですが、この時点でちょうど母貝の供給量が地区の需要と一致しているということです。ですから、これがじゃああと本当は20mいるのか、あるいは20m少なくてもいいのかという議論は、なかなかその精度上ちょっと耐えない。本当に350mがベストなのかどうかというのはわかりませんが、この数字が比較的妥当なところであるということは間違いのないと思いますので、現時点で終了というような350mをもって完成というようなことで、地域と相談して決めております。

(委員)

最後の確認ですけれども、数値が偶然が重なったということはあるかもしれないけど、一番重要なのは何かというと、今後数年、どれもそうなんだけれども、波がありますね。真珠の生産量もそうですし、供給量もそうですし。これ一回つくったら、数十年スパンで考えないといけませんよね。そういったときに、こちらがこだわるのは、半分こしようと思っていたのが本当に半分こしちゃって、そうやって見ていたら、それがまた4分の1に水域が減ったんだと。だけど、これが一番妥当な検討を十分やり尽くして、その結果もってきたものなんだということなのかどうかを確認したかったことですが、十分検討されたということなんですか。

(水産基盤室)

これ以上つくる必要はないというのが、地域需要ということで分析しました。

(委員長)

ほかにいかがでしょう。では、ご説明ありがとうございました。また、後刻、委員会意見とりまとめてご報告いたします。ありがとうございました。では、最後になりますけれども、安乗ですね、漁港関連道整備事業です。ご準備お願いいたします。

7番 安乗 志摩市

(水産基盤室長)

7-1 県営漁港関連道整備事業安乗地区の再評価につきまして、ご審議をお願いします。これは前4件再評価を今回提案させていただきましたけれども、それぞれ平成12年に一度再評価を受けております。ただ、この安乗地区につきましては、5年初めて経過するというので、今回初めての再評価となります。

お手元の資料の再評価書に沿って説明させていただきますので、スクリーンと資料1ページから2ページをご覧ください。それでは、まず安乗地区の場所から説明させていただきます。当地区は赤で示した志摩市の志摩半島の北東、的矢湾の湾口である志摩市阿児町に位置します。古くから漁業が盛んでありまして、現在でも沿岸漁業を主にトラフグの延

縄、クルマエビやイセエビの刺網、各種一本釣、定置網や採貝藻漁業等、四季を通じて多種多様な漁業が営まれております。また、当地区は漁港の北東に全国的にも珍しい四角柱の安乗崎灯台がございます。ここは古い方はご存知かも知れませんが、「喜びも、悲しみも幾年月」という舞台になった所でも有名でございます。また、名所のほか国の重要文化財でもあります安乗文楽などの文化も継承されており、観光客も多く訪れています。そういったことから、旅館とか民宿業などの観光業も盛んでして、水産業と併せてそういった観光業とが中心の漁業集落となっております。

続きまして、再評価書の事業目的及び内容について説明させていただきます。まず、当地区の中心となる安乗漁港の概要についてお話しします。安乗地区は好漁場に恵まれておまして、特にトラフグ、クルマエビなどがありまして、トラフグにつきましては「あのりフグ」と呼ばれており、またクルマエビにつきましては、特に「宝彩エビ」と呼ばれて地域のブランドとなっております。そして、より鮮度の高い活魚として出荷が増えています。このため出荷時にはたくさんの漁獲物が流通するため、活魚車などが漁獲物運搬車両で非常に混雑しております。

安乗漁港の陸揚量ですが、漁港の陸揚量から見ても、平成 11 年度から 15 年度までに 5 力年間の前陸揚量はほぼ横ばいの状況にありますが、活魚形態によりますと、平成 11 年には 119 t でございましたけれども、15 年には 201 t、83 t、率にしまして 69%、約 7 割方増加しております。活魚は大型活魚車により運搬されております。活魚形態による出荷が増える中、安定した魚価を確保するため、水揚げされた漁獲物を一時港内のいけすで蓄養し、出荷調整を行う場合もあります。また、トラフグの地域ブランド化に伴いまして、安定した漁獲量を確保するため、トラフグの稚魚を育成放流し、つくり育てる漁業にも積極的に取り組んでいます。このように、安乗では活魚が増加傾向にあることから、大型運搬車の増加が見込まれます。

現在の漁獲物運搬経路は、黄色で示した県道 165 号を利用しております。この道路は、当該集落の中を走っています。両側に民家が密集しておりまして、日常的にも生活路として、バス路線や通学路、または観光路として利用されています。そのわりには道路幅が 4 m と非常に狭く、交通渋滞や交通事故もたびたび発生している状況です。増加する漁獲物の運搬には、日常的にこのような道路を利用しなければならない状況であります。県道 167 号線の状況でございます。道路幅員が狭く、活魚運搬車などの大型貨物は乗用車と対向するのが精一杯です。至る所でこのような状態になっており、通勤時間帯などは市場からの運搬とも重なり、特に渋滞します。また、生活道路であることから、一般車両の通行も多く危険な状態にあります。県道沿いには学校もありまして、登下校時には特に注意が必要となっております。

そこで、これらの問題を改善するために、関連道整備に着手するととなりました。黄色の県道から青囲みの漁港に延びる赤色の線が関連道でございます。本計画は延長 980 m、幅員 7 m の 2 車線道路となっております。

続きまして、計画交通量の算定についてでございます。現道県道 165 号線ですが、漁港付近の交通量は、1 日当たり 1,779 台の通行があります。軽乗用車、普通乗用車、ライトバン、バスについては、集落内の通行が多いことから、本計画の算定から除外しまして、漁獲物運搬車両の 889 台を対象としております。道路の構造につきましては、道路構造令

に基づいて決定しております。道路の区分につきましては、本道路は地方部及びその他の道路に属するため第3種となります。そして、1日当たり計画交通量889台でありますことと、地域の地形は山間部にあたるといふことで、4級に該当します。道路区分は3種4級となります。そのことから、幅員の設定につきましては、車道部2m75cm、路肩部75cmの2車線。つまり7mでもって計画しました。

続きまして、再評価書2．事業の進捗状況と今後の見込みについて説明させていただきます。当地区は、平成13年から事業に着手し、用地買収はすべて完了しております。現在の事業進捗率は67%完了しており、平成18年度に事業完了となる見込みです。平成18年度以降、全体計画事業費の残額として1億9,720万円ですが、事業精査を行ったところ、約1億5,000万で実施できる予定としております。平成16年度までに608mが完成し、黄色部分でございます。平成17年度には289mが完成する予定です。18年度に83mと舗装工を整備し、全体計画を完了する見込みでございます。83mはボックスカルバート等の工事でございます。

続きまして、再評価の3．事業を巡る社会経済状況等の変化(1)全体計画の変更については、当初計画どおり計画を行っています。計画変更はございません。次に、再評価書3(2)周辺環境の変化です。当地区は、平成14年に志摩市内、旧志摩郡5町内の18漁協が合併し、志摩の国漁業協同組合が発足しました。この中で当漁港は、拠点的市場として位置づけられたことにより、大型まき網漁船が陸揚げするなど、漁港施設の利用が増加しています。特に、まき網漁船が陸揚げした後は、所狭しとアジ類、サバ類などが市場に積まれています。

続きまして、再評価書4．費用対効果分析について説明させていただきます。便益額の算定につきましては、道路整備に伴う走行時間、走行距離の短縮等から算出した総便益が7億3,000万円。これに対しまして、総費用額が5億7,800万円で、費用便益比率は1.26となりました。・(テープ中断)・国道260号線の改良で発生した土砂を流用することにより、3,000万円のコスト縮減を図っています。今後も道路舗装において、再生路盤材は再生アスファルト合材を使用するなど、積極的なコスト縮減に努めてまいります。

再評価書5 - 2代替案につきましては、先にも述べましたが、現道の拡幅は民家が密集しておりまして、非常に困難な状況にあるといふことで、新たに本ルートが最適であると判断しております。

以上、厳しい財政状況であります。地元からは利便性及び安全性から事業の早期完了への強い要望をいただいております。県といたしましては、来年度事業完了のため、継続して現計画を実施したいと考えていますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(委員長)

はい。ご説明ありがとうございました。7番の漁港関連道整備事業です。継続をお願いしたいということですが、ご意見、ご確認頂戴します。一番向こうからどうぞ。

(委員)

先ほどの最初の3件とも同じですが、この便益の計算について、今日いただいた資料の8ページになると思いますが、関連道の整備その他項目しか便益に計上されていないので

すが、先ほどからお伺いしておりますと、この安乗の道ができますと、安乗が観光地としてもある程度名前が知れている。それから、新しい道ができれば、当然その周辺が開発されるという効果があるわけですね。この場合、漁港の道ということで、こういう計上がされてないのかもしれませんが、私の専門分野から考えますと、そういう開発による利益というのはかなりのものが計上できるのではないかと。逆に、本来の目的以外の部分でなく、それ以上に計上できるのではないかと考えますが、この部分なぜゼロで、いわゆる「地域産業の活性化」とか「生活環境の向上」とか、そういう便益項目がゼロで全く計算されていないのですが、このあたりはなぜこれを計上されなかったのでしょうか。

(水産基盤室)

この安乗の関連道につきましては、ちょうど突き当たる所が安乗漁港内という形で、安乗漁港から臨港道路、それは漁港内の道路なんですけども、通って行くということで、この安乗の関連道を使用する車というのは、当然安乗漁港に行く車という形で絞らせていただいております。実際、今回の費用対効果では、当然一般車両、つまり旧道の県道を通る方も当然渋滞に巻き込まれないとか、当然便益として上げられるんですけど、ただ、なかなか特定する、要は1,700台うちの800台ということで、残り半分くらいの車というのは県道を通るわけですけども、そのうちのすべてを同じように便益でカウントすると、約2.14となりますけれども、今回は特定するのは困難ということで、安乗漁港に関連する対象車、貨物車ということで、それだけを便益で上げさせていただきました。

ですから、当然観光バスとかいうのも、この中では県道安乗港線を使用されると思います。また、当然安乗の関連道を行くとなると、漁港内の臨港道路を歩いていかなければならないもので、若干の当然そのまた元の県道へ確実につながっていないということもありますので、今回、便益については最小というんですか、そういう形で弾かせていただいております。

(委員)

では、パワーポイントの事業進捗状況のところを出していただきたいのですが、平成17年のところで落ち込んでいるというか、ちょっと落ち込んでおりますが、赤のところ。この理由はなぜなのでしょう。それと、もう一つ、その次の事業計画平面図のグラフが、図表というのかがありまして、この赤の部分が先ほどの平成17年の事業費と解釈してよろしいんですか。で、緑の部分が平成18年度の事業費と考えてよろしいんですか。

(水産基盤室)

ええ。ただ、緑の分については、室長も話あったように、ボックス暗渠と全面の舗装と若干の法面保護とか、そういうものが含まれております。ですから、17年度の進捗率が悪いというんですか、低いことに対してということですか。

(委員)

部分的に少しボリュームが小さいわりには事業費が高いので、それはなぜなのかなということ。です。

(水産基盤室長)

17年度につきましては、9,600万ということで下がっておるといふ印象を受けますけれども、それ以上やりますと今のボックスの一部に着手しなければならない。着手するという中途半端なことではできませんので、そこを一括して18年度に実施したいということで、事業量的な工事の関係上、金額は下がっております。18年度につきましては、一括してボックスカルバートをしてしまい、なおかつ舗装までやってしまいますので、金額的には上がってきております。そういう関係で、ちょっと順序よく事業費がなっていないということです。

(委員)

はい、わかりました。

(委員長)

関連してですけど、残事業のメーター単価が高いのは、ボックスがもる影響していると。

(水産基盤室長)

はい。ちょうど市道がございまして、その横断部分をボックスカルバートで渡るような工事になっております。したがって、その赤い部分の左の上の方ですね、あれが一応それに対するアクセス的な面がございまして、そちらの方の整備をしてから、こちらの方を開削して通行止等の。

(委員長)

いやいや、私のお聞きしているのは、残事業のメーター単価が異常に高いのは、ボックスの影響ですかということです。

(水産基盤室長)

はい、ボックスの影響でございます。

(委員長)

そのついでに、あれ先端二股になっているのはどうしてですか。右側の安乗漁港へ行かないで左上に上がっていくのは。

(水産基盤室長)

これですね。

(委員長)

はい、そうです。

(水産基盤室長)

ここに町道がございまして、それを今回開削して通行止にするわけですね。ですから、ここに行かれる方は、ここでもって乗って迂回路的に走らなければならないということでございます。

(委員長)

ああ。では、迂回路を本格的につくったということですか。

(水産基盤室長)

いわゆるアクセスですね。ここは一応立体交差になります。ですから、この人はこちらへ乗っていこうと思うと、こう回って上がっていただくことになります。ここから直接上がることができないんですね。

(委員長)

はい、わかりました。現道はあるんですね、通行止する以上は。

(水産基盤室長)

ここに現道がございまして。

(委員長)

ありがとうございます。

(委員)

関連の質問なんですけども、事業年度の予定が18年度というのは、これはあくまでも予定なんです。今までの事業の進捗状況からいくと、18年度には終わりませんわね。

(水産基盤室長)

一応、18年度は予定でございまして。何らかの都合があつてつかない場合もありますので、これははっきりしたこと言えませんけども、概算要求で完了の要求はさせてもらっています。

(委員)

そうしますと、これは今までもずっとそうなんですけども、計画は17年度だったんですけど、17年度に終わらなかった理由は何なんですか。

(水産基盤室長)

一部、地元の用地買収等もございまして、それらの交渉に日時を要したというふうなことでございまして。

(委員)

そうしますと、18年度は2億近く予算を付けられるということなんですけども、用地の

見通しがついてから、2億ずつ付ければ十分に17年度に終わったのではないのでしょうか。だから、予算の付け方としまして、最初は用地の関係で進まなかったと。しかし、用地の見通しが立った次年度から予算をそれなりに付ければ、17年度に終わる可能性はあったんじゃないのでしょうか。

(水産基盤室長)

その当時は、関連道路整備事業もほかの地区動いてございまして、そこに集中投資するというわけにはいかない事情もございました。ですから、今年度、18年度まで事業が延びたというようなことでございます。

(委員)

そうしますと、最初に計画を立てるときの事業年数ですね、それはどういう立て方をするのですか。17年度というのは、ある程度13年度から17年度の今言う用地買収の見通しも含めて、年度で割り振るのか、先ほどの工事の内容である程度予算を割り振って考えるのか。そういう形で17年度に終わるという見通しを立てて、年数を立てるんじゃないのでしょうか。

要は、最初に完了年度を17年度に設定したというのは、それなりの予算が付くという前提のもとではないのですか。

(水産基盤室長)

それはある程度の見込みは立てますけれども、はっきりとぴしぴしと年度予算というものが確定できるわけではございません。ですから、そういう延びてきたり早くなったりすることもございます。ですから、延びてくる場合もあるわけですし、この場合、ほかの地区もございましたので、それなりになかなか事業的に進捗がはかどらなかった面もございます。・・(テープ交換)・・

(委員長)

おそらく根拠がないというより、今までの予算配分が続けば、この辺で終わるだろうと。ごめんなさい、こちらで勝手に。

(水産基盤室長)

すいません。13年から始まりましたが、13年度までは非常に景気がいいというか、予算的に恵まれておりまして、それから14年になりまして、極端に減ってきております。したがって、そういう面でもちょっと予算的な分の配分が足りなかったかもわかりません。対応ができなかったかもわかりません。

(委員長)

対応じゃなく、委員の意見しますと、今までのトレンドで何年度完成という見込みを立てられると、そう理解してよろしいですか、予算配分のトレンドで。

(水産基盤室長)

そうです。

(委員長)

そういうことですね。はい。

(委員)

さっき私、この関係以前に平成 10 年から落ち込んでいますねという話をしておりましたですね。これを拝見していますと、14 年度から全体予算が落ちこんでいますよね、やっぱり事業費が、漁業整備事業費の。だから、全般にそういう傾向がどの事業でもあると考えていいのですか。

(水産基盤室)

この事業費の推移につきましては、第 1 回目の 6 月 1 日の話でもあったんですけども、その当時としては平成 7 年度をピークに、実際平成 14 年からかなり落ちておるとい話はさせていただいて、17 年度では約 2 ~ 3 割の、平成 7 年度を 100 とした場合、2 ~ 3 割という話もさせていただいたと思いますけれども、すべてこれ関連道の事業だけではなくて、この漁港整備も含めて、ちょっとこのような推移で公共事業は落ちてきております。

(委員長)

事務局、管轄されている公共事業、全部このような状態と一応大まかに見ていいですか。

(公共事業運営室長)

ちょっと今日データ持っていませんので、詳しくは説明できないんですけども、やっぱり全般的に同じような年度からぐっと落ちていまして、同じような傾向は見られます。

(委員長)

ありがとうございます。ほかにご意見。どうぞ。

(委員)

同じことなんですけど、そうだとすると、この事業を 13 年から 17 年に予定どおり終わっていたら、この委員会に出てこないですよ。小さな事業で出てきたなと思って見ていたんですけど、ご説明の中に、17 年までに終わるはずだったのが、1 年それが延びたので初めて出てくることになったという言い方をされなかったもので、それを飲み込むのにちょっと時間がかかったんですけど、要するにそういうことですか。本来だったら、ここに出ずに終わったぐらいの事業だった。

(水産基盤室)

そうですね。漁港事業の場合は、着工してから 5 年以内というあれがありますもので、今回 5 年目ということで。はい。そうです。

(委員)

今年、案件がすごく多いというのは、そういうのが多いんですか。

(水産基盤室)

ただ、事業によっては、着工してから10年とか、それはものによって違うと思いますけれども。

(委員)

でも、5年を超えるとまず出てきますよね。だから、今までだったら、最初から10年、20年のスパンの事業は当然何回かお目にかかるんだと思うんですけども、最初から5年以内くらいで終わるはずだったものが、6年になっちゃった、7年になっちゃったで出てくるのが増えていますか。

(水産基盤室)

多分、事業着手5年後で受けるというのは、漁港事業くらいですかね。ちょっとほかにあまり見当たらないように思います。

(委員長)

関連してですか。はい。

(委員)

今のご指摘でちょっとあれなんですけども、この前の案件で確認したかったことがあったんですけど、結局は予算が付かなかったから遅れたんだろうと思うんですけども、宿田曾と波切、神島は平成12年度に再評価しているわけですよ。それで、本来ならもうその時点では17年度に完了予定だったわけですから、おそらく今回のこれにも出てこなかったんじゃないかなと思うんですよね。それも3件とも、1件は平成19年ですけど、あと20年まで延びているわけなんですけども、延びた理由はやはり予算が付かなかったからということなんでしょうかね。

(水産基盤室長)

最初、第1回のときにも話させていただきましたが、漁港事業につきましては、平成12年に再評価を受けさせてもらいましたときに、今後5年間の計画でもって再評価を受けておりますので、17年というふうな先でもって評価を受けております。ただ、今回も話させてもらいましたが、あの絵で見てもらいますと、上のところで再評価を受けておるわけですね。つまり、右側のフルプランというところが計画から外して再評価を受けたわけです。それは我々の不徳のいたすところと申しますか、そういうところがございまして、今回平成13年に新たに計画の見直しというか、そういうことが行われまして、全体計画をすべて上げました。23年までの計画を上げております。したがって、一部この漁港整備の中でもちょこちょこフルプランで事業量が増えたよとか、そういう話が出てきたかと思いま

す。したがって、その当時は 17 年度で終わる終わると言っておったのが、17 年までの計画が終わるという意味でございまして、全体が終わるという意味じゃないないわけなんです。

(委員)

ただ、その 3 件を比較してみますと、神島は確かに事業量増えているんですね。ですから、わかるんですけど、あとの 2 つは事業量はほとんどないというか減っているんですよ。予算さえ付けば、確かに 14 年度に内容を見直したとしても、予算さえ付けば終わっていたんじゃないのかな、終わる予定ではなかったのかなという気がするんですけどね。

(水産基盤室長)

そう言えばそういうこともできるかと思います。

(委員長)

はい、どうぞ。

(委員)

道のことなんですけれども、確かに安乗地区の道は大変狭い道で、このまままっすぐ行く行き止まりじゃないかというような不安にかられるような道だと思うんです。先日も確か安乗地区で道に迷った観光客が止まってバックをしたときに、道を歩いているおばあさんを轢いて亡くなっている事故が確かあったと思うんですよ。そういう危険にさらされた道だなというのは、すごく納得ができるところなので、こういう新たな道をつくるというのはいいかなと思います。確かに本来の道というのは、藤車引いたおばあさんとかが本当に歩いているというのをよく見かけます。

そのときに道をつくることでふと思ったんですけども、観光客というのは、本来いい道を行きたがると思うんです。新しい道ができていたら、「あっ、この道を行けば自分の目的地へ行けるんだ」という誤った直感みたいなもので行ってしまって、おそらくこの漁港の道へ流れていくことがあると思うんですね。そういうことを考えると、道案内というか、看板をしっかりとっておかないと、また迷った観光客が焦ってバックしてどうのというようなことが起こり得るんじゃないかなという心配がありますので、そういった道路標識というか、ちょっと漁港事業とは関係なくなってしまうかもしれませんが、そういったあたりをよく充実させていただければなと思います。

(水産基盤室長)

ありがとうございます。警戒標識とか含めまして、安全標識それと案内標識、事業でできますので、十二分にしていきたいと思っております。ありがとうございます。

(委員長)

はい。ほかにいかがでしょう。それでは最後に、こういう関連道は漁港の負担はあるのですか、建設費、地元漁協。

(水産基盤室長)
地元負担はございません。

(委員長)
はい。市町村からは。

(水産基盤室長)
いただいております。

(委員長)
何%くらい。

(水産基盤室長)
事業費の6分の1です。

(委員長)
はい、ありがとうございます。・・(テープ中断)・・を頂戴いたしました。ただ今から委員会意見をまとめるのに、一度休憩を挟みます。事務方、再開は何時。

(事業評価グループリーダー)
現在、4時20分回ったところでございます。4時に休憩入る予定でございましたものですから1時間いただきたいので、5時20分とさせていただきますでしょうか。

(委員長)
はい。予定は5時20分。
わかりました。17時にしたいと、再開。ただし、努力目標です。

(事業評価グループリーダー)
はい。それから、今年は市町村の再評価多いものですから、申しわけございません。

(休憩)

(委員長)
大変お待たせしました。今しがた意見書案を検討いたしましたので読み上げます。座って読み上げます。失礼します。

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

平成17年6月1日に開催した平成17年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より広域漁港整備事業3箇所及び地域水産物供給基盤整備事業1箇所及び漁港関連道整備事業1箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、平成17年7月6日に開催した第2回三重県公共事業評価審査委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 広域漁港整備事業

3番 宿田曾

4番 阿曾浦

5番 波切

3番、5番については、平成6年度に事業着手し平成12年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。4番については、平成7年度に事業着手し平成12年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、4番、5番については、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

ただし、3番については、波高分布計画の妥当性に疑問を持った。したがって、これを説明できる資料の提出を待って再審議とする。

(2) 地域水産物供給基盤整備事業

6番 神島

6番については、平成6年度に事業着手し平成12年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(3) 漁港関連道整備事業

7番 安乗

7番については、平成13年度に事業着手しおおむね5年を経過して継続中の事業であ

る。

審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(4) 総括意見

漁港整備は、波高分布計画の検証が重要である。したがって、今後は、波高分布の精度を検証する努力を強く求めるものである。

また、5番については、全体計画の変更前後における事業内容とこれにかかる便益の考え方がわかりにくかった。したがって、今後、漁港整備事業において全体計画を変更した場合は、全体計画内容の変更前後を明確にするとともに、各工種における便益の考え方を明確にするべきである。

以上です。委員の皆様方、よろしゅうございますか。それでは、当意見書をもちまして答申といたします。なお、文章化された意見につきましては、後ほど事務局に施行いたしまして、事務局から各委員に配付していただきます。

それでは、次に議事次第の6.その他ですが、事務局何かございますでしょうか。

(公共事業運営室長)

委員長、事務局より事務連絡をさせていただきます。

(事業評価グループリーダー)

長時間、お疲れさまでございました。事務連絡させていただきます。次回は8月4日木曜日、同じこの場所でございますが、開催する予定でございます。お忙しいとは存じますが、ご出席いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。ほか特にございません。ありがとうございました。

(委員長)

それでは、本日の議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

(公共事業運営室長)

どうもありがとうございました。